

平成29年 第4回定例会

美 瑛 町 議 会 会 議 録

(第2号) 6月23日 開議

美 瑛 町 議 会

## 議 事 日 程 (第 2 号)

平成 2 9 年第 4 回美瑛町議会定例会

平成 2 9 年 6 月 2 3 日 午前 9 時 3 0 分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 一般質問〔杉山勝雄議員、穂積 力議員〕
- 第 3 議案第 1 号 美瑛町職員の旅費に関する条例の一部改正について
- 第 4 議案第 2 号 美瑛町税条例の一部改正について
- 第 5 議案第 3 号 美瑛町都市計画税条例の一部改正について
- 第 6 議案第 4 号 過疎地域等における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正について
- 第 7 議案第 5 号 美瑛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等に係る利用者負担に関する条例の一部改正について
- 第 8 議案第 6 号 美瑛町へき地保育所条例の一部改正について
- 第 9 議案第 7 号 美瑛町定住促進住宅条例の一部改正について
- 第 1 0 議案第 8 号 美瑛町立学校設置条例の一部改正について
- 第 1 1 議案第 1 1 号 美瑛町特別功労者の推薦について
- 第 1 2 議案第 1 2 号 美瑛町特別功労者の推薦について
- 第 1 3 議案第 9 号 平成 2 9 年度美瑛町一般会計補正予算について
- 第 1 4 議案第 1 0 号 平成 2 9 年度美瑛町老人保健施設事業特別会計補正予算について
- 第 1 5 議案第 2 8 号 請負契約の締結について
- 第 1 6 議案第 2 9 号 請負契約の締結について
- 第 1 7 議案第 3 0 号 請負契約の締結について
- 第 1 8 議案第 3 1 号 請負契約の締結について
- 第 1 9 議案第 3 2 号 請負契約の締結について
- 第 2 0 議案第 3 3 号 請負契約の一部変更について
- 第 2 1 議案第 3 4 号 請負契約の一部変更について
- 第 2 2 議案第 3 5 号 財産の取得について
- 第 2 3 議案第 3 6 号 財産の取得について
- 第 2 4 議案第 3 7 号 財産の取得について
- 第 2 5 議案第 1 3 号 農業委員会委員の任命について
- 議案第 1 4 号 農業委員会委員の任命について

- 議案第 15 号 農業委員会委員の任命について  
議案第 16 号 農業委員会委員の任命について  
議案第 17 号 農業委員会委員の任命について  
議案第 18 号 農業委員会委員の任命について  
議案第 19 号 農業委員会委員の任命について  
議案第 20 号 農業委員会委員の任命について  
議案第 21 号 農業委員会委員の任命について  
議案第 22 号 農業委員会委員の任命について  
議案第 23 号 農業委員会委員の任命について  
議案第 24 号 農業委員会委員の任命について  
議案第 25 号 農業委員会委員の任命について  
議案第 26 号 農業委員会委員の任命について  
議案第 27 号 農業委員会委員の任命について
- 第 26 報告第 1 号 専決処分について
- 第 27 報告第 2 号 平成 28 年度美瑛町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 第 28 報告第 3 号 美瑛町土地開発公社の経営状況について
- 第 29 報告第 4 号 有限会社美瑛物産公社の経営状況について
- 第 30 報告第 5 号 一般財団法人美瑛町農業振興機構の経営状況について
- 第 31 報告第 6 号 一般財団法人丘のまちびえい活性化協会の経営状況について
- 第 32 意見書案第 1 号 「全国森林環境税」の創設に関する意見書について
- 第 33 意見書案第 2 号 地方財政の充実・強化を求める意見書について
- 第 34 意見書案第 3 号 平成 29 年度北海道最低賃金改正等に関する意見書について
- 第 35 意見書案第 4 号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 1 / 2 への復元、教職員の超勤  
解消と「30 人以下学級」の実現、「子どもの貧困」解消など教育予算  
確保・拡充と就学保障に向けた意見書について
- 第 36 議員の派遣について
- 第 37 所管事務調査の申し出について

○出席議員（14名）

1番	福原輝美子	議員
2番	中村俱和	議員
3番	京屋愛子	議員
4番	八木幹男	議員
5番	佐藤晴観	議員
6番	沢尻健	議員
7番	野村祐司	議員
8番	大坪正明	議員
9番	角和浩幸	議員
10番	穂積力	議員
11番	桑谷覺	議員
12番	佐藤剛敏	議員
13番	杉山勝雄	議員
議長	14番 濱田洋一	議員

○欠席議員（なし）

○出席説明員

町 長	浜 田 哲 君
副 町 長	塚 田 聡 仁 君
副 町 長	石 井 典 夫 君
会 計 管 理 者	三 井 浩 君
税 務 課 長	鈴 木 貴 久 君
総 務 課 長	今 瀧 毅 君
政 策 調 整 課 長	富 田 敏 博 君
収 納 対 策 室 長	三 田 村 尚 樹 君
住 民 生 活 課 長	小 杉 昌 敏 君
保 健 福 祉 課 長	森 法 子 君
保 健 セ ン タ ー 所 長	田 中 繁 美 君
保 育 セ ン タ ー 所 長	今 野 聖 貴 君
経 済 文 化 振 興 課 長	栗 原 行 可 君
文 化 ス ポ ー ツ 推 進 室 長	保 田 仁 君
農 林 課 長	芝 生 公 之 君
建 設 水 道 課 長	中 島 二 郎 君
水 道 整 備 室 長	平 間 克 哉 君
町 立 病 院 事 務 局 長	山 上 修 司 君
総 務 課 長 補 佐	竹 本 匡 志 君
総 務 課 財 政 係 長	
教 育 長	千 葉 茂 美 君
管 理 課 長	吉 川 智 巳 君
図 書 館 長	野 崎 千 恵 君
農 業 委 員 会 会 長	川 崎 章 道 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	川 合 実 智 代 君
代 表 監 査 委 員	大 西 宣 充 君
監 査 事 務 長	山 下 浩 史 君

○書記

事務局長 新村 猛 君  
係 長 佐藤 誉 修 君

---

開議挨拶

---

- 議長（濱田洋一議員） はい、皆さんおはようございます。定例会2日目であります。昨日に続いて一般質問です。残り今日2名予定をしております。その後、議案審議等が予定をされております。最後までよろしくお願いを申し上げます。ごあいさつとします。
- 

開議宣告

---

- 議長（濱田洋一議員） 本日の会議を開きます。ただ今の出席議員は14人であります。本日の議事日程は印刷物で配布のとおりであります。
- 

日程第1 会議録署名議員の指名について

---

- 議長（濱田洋一議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第126条の規定によって、6番沢尻健議員と8番大坪正明議員を指名します。
- 

日程第2 一般質問

---

- 議長（濱田洋一議員） 日程第2、一般質問を行います。昨日に続いて通告の順番に発言を許します。

それでははじめに、13番杉山勝雄議員。

（「はい」の声）

13番杉山議員。

（13番 杉山 勝雄議員 登壇）

- 13番（杉山勝雄議員） おはようございます。4日ぐらい前から夏風邪にやられまして、お聞き苦しいかと思いますが、ご容赦願いたいと思います。

13番杉山勝雄、回数制限方式で質問させていただきます。まず1つ目に、JR問題での進展と現状について。JR問題は、報道でも数多く見られるようになり、世論調査なども行われておりますが、その動向を見ていると一般の人に正しい情報が伝わっているとは思えないので、今の時点での進展について伺いたいと思います。

民営化されてから30年、我々はJR北海道をこれが鉄道の姿だと、民営化された鉄道をこ

れが北海道の鉄道なんだと、疑問を持つこともなく、慣らされてきました。赤字の大きさ、人口減少が進む中での運営の厳しさ、等々から半ば諦めというか、仕方がないかというような空気を生みかねない中で、報道されているようなJRの不誠実な主張が、何の検証もなしに繰り返されております。

あらためて事の本質を伝えて知ってもらうことで、住民がこの問題をどう考えたら良いのか、が見えてくるのではないのでしょうか。

その点でいくつか、認識している点をあげて、町長の考えを伺いたいと思います。

まず、JRは採算問題を強調しておりますが、JR北海道は最初から採算が取れないことをわかっていてスタートした会社です。運用益の減少も、バブルの崩壊や低金利政策など、それは、国政に関わる問題です。国が責任を持たなければならない性質の問題です。そのことにJRは何ら触れず、また、広大な北海道における最重要公共交通機関である自覚と責任も示さず、乗客の少ない地域の切り捨てや、負担の押し付けを前面に出しています。

それ以外にも、本質を隠す不誠実な態度があります。共産党はこの問題での「提言」を發表しておりますが、その中にJRは「人口減少」が経営状況の悪化であるかのように言われているが、数字を調査すると、営業損失は発足当時よりむしろ減少させているのです。

また、鉄道に変わる交通体系として、バス路線への転換を示しており、「鉄道とバスのコスト構造比較」まで行なって、鉄道が割高であるかのように主張しています。

しかし、ここでもごまかしが見られます。日本総合研究所主席研究員は、数字を上げて道内の高速道路や道内の道路に投入されている公費は、JR北海道の経常赤字の100倍以上になるだろう、と述べています。

これまでに進められてきたモータリゼーション推進、自動車優先・道路偏重の交通施策が地域公共交通の衰退など、さまざまな弊害をもたらしました。車を利用できない人にとっては、鉄道はなくてはならない公共交通機関です。したがって、JRという事業者任せではなく、国や道と地方公共団体などがJRの責任と共同によって何としても維持すべきであります。この点について町長の認識を伺います。質問の相手、町長であります。

2つ目に、「ふまねっと運動」への支援について。団塊の世代が75歳以上になる2025年には、認知症を患う人が5人に1人、2012年との比較で1.5倍になるという推定のもとに、厚生労働省は「認知症施策推進総合戦略」いわゆる「新オレンジプラン」を打ち出しています。環境整備が求められているところですが、今年度から要支援者への介護予防・日常生活支援の総合事業が始まり、多様なサービスの一つとして「ふまねっと運動」が取り組まれています。

「ふまねっと運動」には、歩行機能や認知機能を改善する効果があることは、厚労省モデル事業でも確認されているところですが、その効果以外でも、気軽に参加できることや、楽しさ



を実感できる、参加者同士が友達になるなどの他に、高齢者自身も比較的簡単に参加者から開催側になれることができるのが特徴であります。そのためのマニュアルやプログラムも出来上がっているということで、高齢者が健康づくりの担い手となれる、自らが地域の担い手になれる運動として、各地でも広がりを見せています。

美瑛の場合は、「ふまねっと運動」に取り組むサポーターが、まだ数名のようですが、この運動を持続的に、そして効果が期待できる運動にするためには、体制づくりとそこに対する支援が必要なのではないでしょうか。資格といっても比較的容易に取れるのが「ふまねっと運動」のサポーターです。このサポーターを養成することで、いつでもどこでも気軽に開催できる、そして社会参加の担い手を増やしていくことにもなるのではないのでしょうか。それには、やはり組織とそれ相応の費用への支援が必要です。社協をはじめ団体や個人を組織して、活動を支える仕組みづくりが必要です。サポーター養成講習会を美瑛町で開催するとか、組織に対して補助金を支給するとか、ぜひ積極的にこの運動を支援していただきたいと思うのですが、町長の考えを伺います。以上です。よろしくお願いします。

○議長（濱田洋一議員） 13番議員の質問の答弁を求めます。

（「はい」の声）

はい、浜田町長。

（町長 浜田 哲君 登壇）

○町長（浜田 哲君） おはようございます。昨日に引き続きの一般質問、今日は2名の議員さんに質問をいただきますが、よろしくお願いを申し上げます。13番杉山副議長さん、議員さんからの一般質問であります。お風邪を召しているということでもありますので、私もじっくりとお話をできればというふうに思っていますので、どうぞよろしくお願いいたします。

答弁を申し上げます。JR問題での進展と現状についてであります。昨年11月にJR北海道より「単独では維持することが困難な路線」の発表があり、先月には、平成28年度決算が公表され、連結決算で初の経常赤字に転落するなど、JR北海道の経営状況は一段と厳しさを増しております。北海道内においては、北海道市長会と北海道町村会が一体となって北海道全体での路線維持存続に取り組むことが確認され、上川、宗谷、オホーツク圏域の3期成会合同による要望活動の実施など、鉄道事業の見直しに対してさまざまな活動を進めているところであります。

JR北海道の問題につきましては、経営環境が悪化する中、早期に地元に対する説明や経営改善、利用促進についての事前協議が行われないうまま、突然の維持困難な路線の発表が行われたことは、公共交通を担う事業者として無責任極まりないことだと言わざるを得ません。また、この問題の根幹は、やみくもな路線拡大や非効率な運営により巨額の赤字を抱えたまま行った国鉄の分割民営化にあり、経営安定基金を創設し、その運用益による赤字補てんを見込んだ経

営と民営化全体のスキーム自体に問題があり、国の政治的責任があるものと認識をしております。

分割民営化後のＪＲ北海道を取り巻く経営環境については、人口減少や道路網整備の急速な進展、利用者の減少により悪化の一途をたどりましたが、その状況に対して抜本的な経営改善を果たすことができなかつたばかりか、事故やインシデントの連続、検査データの改ざんまでが発生し、分割民営化以来長期間にわたって蓄積されたさまざまな問題により、ＪＲ北海道という企業制度が限界に達したものと考えております。

本町をはじめ道民の生活、経済活動を支えるため北海道内の交通網の維持は、当然ながら必須であり、鉄道のみならず、バスや航空路線などの輸送機関、国道や高速道路などの交通基盤の特性や利用状況を勘案し、国や地域、事業者の協議のもと、効果的かつ効率的な組み合わせにより、総合交通体系が形成されるべきものであります。たとえ協議の結果が路線廃止といった結論に至ったとしても、代替交通機関として何が効果的なのか、またその運行事業を誰が担うのかといった議論を十分に行った上での結論とすべきであり、現在行われているような路線廃止ありきでのバス転換等の議論は、鉄道が持つ役割や可能性の検討をしないまま、安易に鉄道の廃止や代替手段を定めようとしている状況であります。

鉄道網が道内の交通網において担う役割を十分認識し、他の交通機関と連携し総合交通体系を形成する必要があることから、「新しいＪＲ北海道」の創業に向けて、より一層圏域の連携を密にし、国に対するＪＲ体系の抜本的改革と、北海道全体の交通網の形成に関する北海道のリーダーシップ発揮について働きかけを行うとともに、公共交通の確保について国や北海道、ＪＲ、地方自治体が責任を持って公共交通機関を確保できる議論を進めてまいりたいと考えております。

続きまして質問事項２、「ふまねっと運動」への支援についてであります。「ふまねっと運動」は、平成１６年北海道教育大学の教育課程で地域住民を対象に行った健康教室から始まり、その後の研究開発で生まれた運動で、５０センチ四方のマス目でできた大きな網を床に敷き、学習しながら歩行のバランスを改善する運動学習プログラムであります。ひっかかる、絡み付くといった網の性質を利用し、歩行や認知機能の改善が図られるだけでなく、集団で交差し歩くことで、楽しく交流が図られるなどの効果があります。

また、この運動を行う際には、その理論と使用方法を学んだサポーターやインストラクターが指導者となり、安全な環境に配慮した継続的な取り組みを行う必要があります。町内でも「ふまねっと運動」のサークルで活動されている方の中にサポーター資格者がおられ、また、社会福祉協議会の職員３名がサポーターの資格を持ち、介護予防・日常生活支援総合事業、新総合事業の地域サロン活動の際に、ふまねっとサークルと社会福祉協議会が共同で「ふまねっと運動」を実施し、好評を得ているとの報告を受けております。さらに、新総合事業の短時間型の

デイサービスで、今後の取り組みも検討されているというふうに伺っております。

町としましては、「ふまねっと運動」など町民の主体的な介護予防事業の取り組みの推進、普及に向けて、介護予防や生活支援体制づくりをはじめ、地域福祉全般の推進的な組織である「美瑛町地域福祉総合連携会議」において、今後も検討してまいりたいと考えているところであります。よろしくお願いいたします。

(「はい」の声)

○議長（濱田洋一議員） はい、13番杉山議員。

○13番（杉山勝雄議員） 再質問をさせていただきます。JR問題での町村会の取り組みなどはわかりました。状況について伺うことができました。引き続き町村会や市長会などと共同で取り組みを強めていただきたいと思います。一つだけこの間感じているのは、いわゆるマスコミ対策と申しますか、住民や道民に対してきちんと情報が伝わる、そういった努力が市長会や町村会などでできないものかなあということを感じています。最近でもですね、今月に入って11日と13日ですか、「持続可能な公共交通について考えるシンポジウム」と銘打たれたそういうものが、札幌と旭川で開催されたというふうに報道されました。これは多分、確か道の運輸局が主催し、国土交通省や鉄道事業者、そして学識経験者、自治体からの参加ということも報じられておりますが、記事を読む限り、およそ自治体の思いだとか主張が反映されたものになってないな、国が誘導しているんじゃないかな、あるいはJRが誘導しているんじゃないかなと疑いたくなるような、そういう記事かなというふうに見ておりました。そして、それに続く21日にも記事が掲載されましたけれども、このときのシンポジウムで取り上げられた福島県の只見線の例が強調されている記事なんですね。つまり上下分離方式によって、6年間不通になっていた線路を復旧することになったと。そういうことで、自治体の負担なんかがこうバーッと表に出されているわけですね。ご丁寧にも国土交通省のコメントまで載せて、まず地域で考えれと、そして、JRと自治体との協議の結果で国は検討するんだと、そういうような記事になっております。このように、報道等で一方的に世論の形成とかそういうふうなことがつくられますと、ますます住民側の肩身が狭くなっていくんじゃないかなという気持ちでおります。そういう点からもぜひ、町村会、市長会からも、負けずにですね、マスコミを意識したプレーがどうできるのかっていったことも検討してはいかかなというふうに思っております。その点について伺いたいと思います。

(「はい」の声)

○議長（濱田洋一議員） はい、浜田町長。

○町長（浜田 哲君） 杉山議員さん、再質問でがちっと言っていたかど期待したんですけども、風邪の影響はあるかなと思います。JR問題、私本当にこう、今、国、JRの無責任な極みだというふうに先ほども述べさせていただきましたけど、極みをいき過ぎているのでは

ないかというふうに思っています。このJR問題、町村会で私も副会長ということで深く関わって、町村会の運営の中でいろいろと意見を申し上げますけども、JR問題の原点は民営化ということにあります。民営化である時点で路線を民営化になったから減らすことはないよというような発言があったりですね、民営化するのは国でやったら不効率な部分を民営化すれば効率的になるからやるんだ、みたいな部分を持って民営化に進んだというふうに、私もそういうふうに思っていました。1987年に中曽根内閣の下で行われたということでありますけども、あの時点ではいろんな他の問題があってですね、国鉄の資産の問題、また、やっぱり労働組合と国の政策という部分で、労働組合を何とか弱体化させたいというような部分もあったと、大体そういうことが今公式な文書にも載せられているところでもあります。実はですね、この1987年以降驚きなんですけども、1999年にですね、赤字路線の廃止、それまでは国が許可をしなければ廃止できなかったんですね。ところがですね、1999年にJRが廃止しますと言えばできるような法改正をしているんですね。実はですね、やはり民営化の部分というような部分で、中にはどういうものが埋まっていたのかっていう、民営化するときは口ではきれいなことを言ってるけども、その中にはいろんな思惑があって、実はこの赤字路線の廃止という部分は民営化の中にも織り込んでいたと。そして10数年経ってですね、その民営化の部分の赤字路線の廃止という大きなテーマを法改正してですね、そして、喉元熱いのが過ぎたときにこういう改正をやっているということでもありますから、JR問題の部分についてはですね、非常に無責任であると、もうこれは言わざるを得ないというふうに思っています。

それで、いろいろ町村会とも論議してるものですから、調べているんですけども、外国の例なんかを見ますとですね、日本でもあったんですけども、JRが分社化されてですね、四国ですとか北海道が非常に厳しいとか言われていますけども、その分東京ですとか関西ですとか、そういった部分のJRは儲けに儲けていると。非常な利益を出していると、こんなことははじめからわかっていたんですね。そして議員言われるように、6820億円ですか、その部分の基金を積んで北海道はこれでやれというようなことを言ったところでなんですけども、実はもうやっぱりそういう利益を出すものは出せというようなものも織り込まれていたと。外国なんかではですね、民営化でも1社で民営化している例が多いというふうになっています。つまり、分社化しないで1社でやりなさいと。そうすると、儲けたところのものは不採算のところではちゃんと活用しなさいという民営化というのをやっている。そういうふうにありますし、一方では上下分離ということで国が路線を、線路を維持しますと、線路は責任持ちましょうと。そのかわり運行は民間がやってくださいよという、上下分離の基本的な戦略を持ってやっている、そういうところもあります。ですから、日本のJRの民営化というのは、非常にこの住民なりの基本的な移動の手段ですとか交通体系を無視した、異様な民営化と言っていいんじゃないかというふうに、今になって勉強してますと、そんなことが我々も感じているところであり

ます。

それで今現在、町村会でいろいろとやっているんでありますけども、JRはですね、赤字だ赤字だと言っています。しかしですね、6822億円の基金は手をつけておりません。これはどういうことかといいますとですね、親から遺産をたくさんもらいました。遺産をたくさんもらいました。しかしその人間は、給与はあまり稼げない。おれは給与稼げないんで、おれの生活を支援してくれと言っているのが今のJRですよ。6800億円の貯金を持っているんですよ、貯金を。そうして、それは使いたくないと言うんですよ。使いたくないって、そんなわがまま言えるのかという話なんですけども、使いたくないっていうね。じゃあその基金を使ったら何年もつっていったら、30年から40年はもちますということですよ。こんな論議をまともに受けてですね、JRが大変だ大変だ、3年後には赤字になる、資金がなくなるということに、みんなそれぞれ、先ほどのマスコミの話もありますけども、真に受けてですね、大変だ大変だって騒いでいるんですね。こんなことがよく、マスコミ操作も含めてですね、怒らんものだと、改めて私この部分については強くですね、国のやり方、またマスコミのあり方、特にマスコミも、大企業に寄っているマスコミはそういった部分の論調が強いようでありまして、その部分について本当に問題視をしています。

じゃあ今後の方向をどうすればということでありまして。先日、北海道の副知事との話し合いもさせていただきました。なかなか道のほうはですね、こうした方がいいとかああした方がいいとか、抽象的な部分の話をしているところでありまして、私の方から、しっかりした提案を出すべきだと。北海道はこうやりたいんだという提案を出さなければ、いつまでもJRの言っていることをあだこうだと言っている、何も解決策はつかないと。そして、国土交通大臣もですね、考えられない話でありますけども、まず地域で考え、地域で話し合いをせいで言うんですね。この赤字になってどうしようもないって言っている、騒ぎ立てる、貯金は使いたくないって言っているJRと住民が話して、解決策なんか出るわけではないんですね。それにですね、大臣がですね、住民がまず話すのが基本だと。じゃあ国は何なんだと。国民の基本的な人権を守るような公共の政策、公共交通政策を、国は国民に全く関係ないよって言っているのと同じですよ。こんなばかなことはあり得ないというふうに思っています。ただ、やはりこれは国策です。国交省が進めている国策として動いている。そして今、北海道JRは、社長はJRの生え抜きでありますけども、会長とそれから専務、東日本のJRから送られてきています。そして国交省がこの部分について采配を振るっています。ですから、島田社長は自分の本当の思いとか、JRの経営権は今ないに等しいと。言ってみれば、使われている人形に傀儡のような形で動いていると。そういうふうな認識をして、町村会の中でもそういう話をしているところでありまして。

じゃあどういう解決案があるのかということで、これから強く提示していこうと思っている

んですけども、今、基金6820億円、莫大な貯金を持っています。これを使えば、30年40年もつわけでありますから、例えばこの基金を使って10年は、JRは今の体制で頑張らましよう。しかしこの10年間の間に、しっかりと地域の交通体系、住民の交通を支える、バス転換するのであれば誰が責任を持ってバス転換、バスの責任を持つんだと。そういう論議をして、地域のJRから次の交通体制をどうするんだということを、10年間でやりましよう。それをすべきなんですよ。今1年2年3年後にJRは赤字になるからどうしたこうしたなんていうことを、本気になってやっている、それこそが本当に問題なんだということで、副知事の方にもお話をさせていただき、今道の方にもそういった方向で、町村会としての考え方を提示させていただいているところでもあります。今後、しかし、どうなるかという部分は見えなところでもありますけども、報道の関係、マスコミの関係もですね、なかなかメディアが、マスメディアが、国と地方のことを秤にかけると国の方に重きをおすという、そういう部分も多くあるかと思えますけども、我々も今議員からご指摘あったような、マスメディア、またメディア対策、そして情報対策、こういった部分について町村会、市長会、そして道にも働きかけて、住民の方々に理解していただける、そういった案の提示等を進めていければなというふうに、今お聞きして思っているところでもあります。

(「はい」の声)

○議長(濱田洋一議員) 13番杉山議員。

○13番(杉山勝雄議員) 十分にわかりました。質問を次に移ります。「ふまねっと運動」への支援についてであります。答弁でも、町が主体となって運営する美瑛町地域福祉総合連携会議において検討していただくということでもありますから、あまり余計なこと言う必要もなかなと思えますけれども、美瑛町が発表している高齢者福祉計画書、平成27年から29年の3カ年計画を見ましても、介護認定原因疾患の認知症による疾患の数は、他の病気よりも多いというふうに推定されております。認知症の推定は、65歳以上の人口に対して20.6パーセントの708人、まさに5人に1人が認知症の可能性といいますか、そういうものがあるんだよという推定をされております。非常に大きな数字になるのかなというふうに思っておりますけれども、ですからもさら予防に効果のある運動をどれだけ、できるだけ多くの人が、そして参加できる機会をできるだけ多くつくるということが、必要なかなというふうに思っております。もちろん、認知症の予防には、「ふまねっと」だけでなくてたくさんの方の対応があるんだと思えますけれども、比較的経費がかからず、また、誰もが参加しやすく、そして参加を広げやすい。その上、高齢者自身が社会参加できる運動として、この運動は効果があると期待できるのではないかなと思っております。現在も参加者は徐々に徐々に広がってきているというふうに聞いておりますが、やはり、大がかりな体制組織を作って、その活動を支える支援が必要なのではないでしょうか。福祉や医療関係はもちろんそこに関わっていく、そしてそれだ

けでなくて、高齢者の団体、ボランティアの団体、町内会というように広げて、いわば美瑛町公認のような、そういった運動にならないだろうかと考えています。こうしたことが地域福祉総合連携会議に届くように、あえて再質問をさせていただきます。

(「はい」の声)

○議長(濱田洋一議員) はい、浜田町長。

○町長(浜田 哲君) 「ふまねっと運動」の再質問をいただきました。議員からご質問の中で、非常に効果的な活動として輪が広がっており、また、サポーターの方が中心に頑張っておられるということをお伺いしていますし、質問をいただいた中で私も状況等を調査をさせていただきました。今住民の方々が健康で暮らす、また認知症等の対応をしながら暮らすということ、なかなか核家族化で難しい時代になってきているというふうに思っていますので、こういった「ふまねっと運動」等を地域の中で効果を確認しながら広げていくということは、私も重要なことであるというふうに思っています。うちの塚田副町長が美瑛町地域福祉総合連携会議のトップとして入ってくれていますので、私の方から副町長にこの運動等について、十分把握して、今後住民の方々に対するサービスとして有効な広がりを見せるということに協力し、また、広がるが進んできたら整備体制等の支援等をしていくことを考えてくれという話をさせていただいていますので、力づくで何かこう運動、お金とか力づくで広げると、最初は上手くいっても尻すぼみになりますので、じわじわとしっかりと取り組んでいく、それに対して支援をしていくというふうな方向性を検討していきたいと。副町長ばかりでなくて、町行政における保健福祉課をはじめ、関係各位、連携して、議員の今ご指摘の部分を確認しながら対応していきたいというふうに思っています。以上であります。

○議長(濱田洋一議員) はい、13番議員の質問を終わります。

次に、10番穂積力議員。

(「はい」の声)

10番穂積議員。

(10番 穂積 力議員 登壇)

○10番(穂積 力議員) おはようございます。それではいよいよ、一般質問、裏表紙に入りました。

はい、質問します。番号10番、質問回数は回数制です。質問の相手は町長です。今回は1つだけに絞りました。四季の交流館について。質問の要旨、「丘のまちびえい」のすばらしさを世に知らしめ、国内外に発信していただいた、写真家の前田真三氏の私設ギャラリーである「拓真館」は、今年で開館30周年を迎え、去る6月3日には記念祝賀会が催されました。

開設した当時、それまで車通りの少なかった周辺道路に、大型の観光バスや一般車両が押し寄せ、路上駐車も増えました。そのため、トラクターなどの作業車がバスと行き交うことがで

きずに、農作業に支障が出たわけです。

そこで町は、およそ2億円かけて、「四季の交流館」と周辺の駐車場を整備し、平成8年12月から供用を開始しました。

駐車場が整備された後は、大きな問題もなく年月が過ぎたわけですが、近年では、「青い池」に代表される観光名所が各地に増えてきたこともあり、「拓真館」を訪れる観光客もかなり減りました。「四季の交流館」に設けられた売店のお客さまも減り、今では、「四季の交流館」は閉館状態になっています。そこで、次の3点について町長にお伺いします。

1つ目、今後の「四季の交流館」の利用計画について。

2つ目は、町が今後考えようとしている「農泊推進対策」に関連した中で、「四季の交流館」の活用に取り組む考えは。

3つ目は、「四季の交流館」の裏山にはすばらしい景観があり、環境整備が急務ではないかと考えられます。町長にお伺いします。

○議長（濱田洋一議員） 10番議員の質問の答弁を求めます。

（「はい」の声）

浜田町長。

（町長 浜田 哲君 登壇）

○町長（浜田 哲君） 10番穂積議員よりの最後の、今回の議会の最後の一般質問、答弁を申し上げます。

「四季の交流館」について質問をいただきました。議員ご指摘のとおり、「四季の交流館」が開館した平成8年頃について、拓真館を含む千代田公園周辺には年間30万人を超える観光客が訪れ、大型バス等の路上駐車による交通渋滞が地域の農作業の妨げになっていた状況もあり、「四季の交流館」とそれに併設された公共駐車場が整備されたことは、地域農業の作業環境改善と農業振興に大きな役割を果たしていたと考えております。

特に、平成9年から開始された農産物直売については、多くの農業者グループに出店をいただき、最盛期には、農産物だけで年間1000万円近い売上額を得ており、本町の農産物の質の高さを町内外の多くの方々に実感していただける良い機会になったと考えております。

1点目の質問についてですが、現在「四季の交流館」の幅広い活用方法について広く一般の方から情報を集めるため、町のホームページで公募をしているところであり、応募された企画の中から、より農業・観光振興が期待されると思われるものを選定し、実現してまいりたいと考えているところであります。

2点目の質問についてであります、「農泊推進対策」は、インバウンドを含めた旅行者を町内に呼び込み、さらなる農業・観光振興を図る上で重要な取り組みであると考えており、丘のまちびえい活性化協会が中心となって取り組みを進めているところであります。今後、「四季



の交流館」についても、公募結果を踏まえながら、その可能性について検討してまいりたいと考えております。

3点目のご質問についてであります、「四季の交流館」の裏山につきましては、拓真館に立ち寄っていただいた観光客の方々等が登って、美しい景観の展望を楽しんでいただいていることから、これまで草刈りをはじめ、植樹や階段の修繕など、環境整備を実施してまいりました。今年度についても、企業の地域貢献活動による駐車場の区画線整備、展望デッキや階段周辺の草刈りなどを実施しておりますので、引き続き観光客の方々に楽しんでいただけるよう、管理をしてまいります。以上であります。

(「はい」の声)

○議長（濱田洋一議員） はい、10番穂積議員。

○10番（穂積 力議員） はい。それでは、全般に、1回目の答弁で大枠満足しているところなんです。満足しているならもう言うなよとお思いでしょうけど、なお一層思いを深めるために、再質問をさせていただきたいと思います。もちろん、先ほどのJRの答弁のようなね、すっかりした気持ちの良い答弁を期待しているわけではございませんけど、美瑛の町長にしておくのにはもったいないかと、安倍さんと交代して中央に行かんとだめだなど思ったのは私だけではないんでないかなと、そういうふう感じたところでございます。どうぞ、私の質問に対しても良い答弁を望むところでございます。

思い起こせば、「拓真館」が30年を迎えたということで、町長も私も含め、議員2期目のとき、もちろん私たちが議員になったときにはすでに、「拓真館」は昭和何年だ、昭和62年に設立したわけですから、もうすでに「拓真館」はできていたわけです。そういった中でね、それから10年近くかかって徐々に徐々に観光客が増えてきたというのが現状です。実際に冒頭述べたように、本当に大変な思いをしたんですね。地元の農作業に差し支えるような。その後、もちろん浜田町長ならそんなことしなくてもすぐやってくれたのかもしれませんが、当時水上町長だったんでね。地域みんなで町長に交渉して、何とかしないと、バスが「拓真館」に行けないようにデモンストレーションするぞということで、急きょ平成8年に、急きょ補正を組んでね、やってくれたと、重い腰を上げたということで、この間のように感じているわけです。

そういった中で、駐車場はもとより、「四季の交流館」というおまけ付きのすばらしい施設を作ったわけです。急ぎます。話を急ぎますね。30年の思い出を語る気はありませんので。言い方変えれば、当時「四季の交流会」には、テナントを募集してそこで営業したんですけど、3カ所、4カ所ぐらいしかできないんですよ。そういった中で、私のいた行政区では、行政区一つになって組合を作ってね、そしてそこで農産物を販売した。そういう歴史をもって、それまで観光客を本当に邪魔にしていた地域の、行政区の農家の人たちも含めて、みんなでお金を出資して、5万円ずつ、1軒ね、5万円ずつ出し合って組合を作って、そして、そこで販売

した。そして、都合の良い人が出荷、注文を受けたやつを販売するよということで、すごく地域をあげて「拓真館」を、観光客を育てるといふか喜ぶといふか、観光客今まで邪魔だったんですけど、地域の人が寄ると今日は天気が良いから観光客が来るなど、店の芋が売れるな、そういう喜びが出てきたといふことでね。当時大成功したなっていふことで経過したといふのがそもそもの始まりです。

そういった中で、今はそういったことを基にして、美瑛全体が、そういう状況になったと。30年、あれから20年と言ってもね、かなり変われば変わるものだなと考えております。そういった中で、あの場所を何とかしてほしいといふ考えの中で、今現在何か寂しさを感じるっていうのが、私だけではないと思いますね。昨日も行ったんですけど、昨日は美瑛の会社をもつ宮本バスさんですか、車1台「拓真館」に、私の前に横付けしたんですけど、バスが行けばいっぱい人が降りてね、一気にあそこが賑やかになったんですけど。1番残念に思ったのは、もう少し環境整備をしないと、いろいろ美瑛も広いからね、いっぺんに環境整備しれただって大変ですけど、やはり開業していなくても、整備はするべきかな。今しようとしているんだから余計なこと言くなって言われそうですけど、そういうことを強く感じたんです。それで「三愛の丘」はどうかっていうと、「三愛の丘」はきれいでね。床屋したばかりの頭みたいな感じで、きれい気持ち良いんで、ぜひそういったことも踏まえてね、みんなでやればいいんですけど、草刈りっていうのが怪我するからね、誰でもできない、大勢で行ってやれるっていうわけにいかないんで、何とか引き続き力を注いでほしいといふことを感じるわけです。

そういった中で、あそこで何とかお客さんと呼んで、ものを売ってっていうことにはならんと思う。今の空気を讀んだ中ではね。それで私も冒頭述べたんですけど、いろんな状況の中で、ものを売るんじゃなく、あそこに宿泊できる、要するに農家民宿みたいな感じでもいいし、またはね、あそこを基準としてアパート形式みたいな、1人管理人をおいてね、今の若い者も集団で生活するのを好んできているようなので、寝る場所が別でも、炊事場は一緒とか、そういう格安の泊まり場所、それが近くの酪農、もしくは農家の手助けになる基準にね、なるんじゃないか。例えば、昨日の一般質問でもありましたけど、なかなか、美瑛に住むにしても、住む家がないって言ったって、ないわけでないんだよね。あっても高くて、やっぱりそこを利用できないんですよ。最低賃金で働いて月休まないで20日間働いたとしても12万弱ぐらいの状況の中で、家賃4万円も取られちゃったら大変なんでね。だから、何とか、この美瑛で体験したいと思う若者、そういった若者が1シーズンでも過ごせる場所といふか、そういうところにあの施設を利用してほしいなといふことを、強くつけ加えておきたいなといふふうに感じております。実際に牧場に勤めるにしても、美瑛は美馬牛の方面には住むところがないから、上富良野から通っている人もいますよね。「びえい牧場」は別ですけど、基本が上富良野町ですから、上富良野から通う人が多いのは確かなんですけど、「美瑛ファーム」にしてもね、上富良

野から、住む場所を上富良野に置いている人も少なからずいるわけなんです。要するに、「拓真館」の前から通うんだったら上富良野から通うより近いしね。いろんな状況の中で利用ができるんでないかなと、そういうふうに思うわけです。私は、そういったことも強く受け入れて、そして、今そういった国あげて、そういうふうにも力入れてます。マンション全部を民泊にするとかなんていうのも報道されていますけど、そんな大きなことでなくていいですから、本当に美瑛で仕事したい、でも住む家がないよ、住む家がないよって言ったらちょっと誤解を招くんですけど、安く泊まれるところがないよ。要するに、最低賃金で働いても何とか生活して体験をできるような施設が、私は急務だと、そういうふうに考えてます。あまり大きなことを考えても実現しないので、せめて、せめて今、空いている空き家利用、要するに「四季の交流館」を本当に活かした使い方をしてほしいもんだなと、そういうふうに強く、強く望んでいるところです。話後先になりますけれど、「四季の交流館」の裏山の上にあがったらすばらしい眺望で、私地元ですけど感激してね、ずっと立ちすくんでいましたけれど、どうぞああいうすばらしいところを活かしてですね、進めてほしい。今どうのこうのじゃないけれど、今後の計画の中に織り込んでいただきたい。いまいち答弁をお願いします。

(「はい」の声)

○議長（濱田洋一議員） 浜田町長。

○町長（浜田 哲君） はい。穂積議員さんは地元ということもあり、また、議員活動の中で深くかかわった案件だということで、大変切実な、そしてまた強い思いのこもった再質問をいただいたというふうに判断をしています。

最初にまず、前田真三先生がお開きになった「拓真館」でありますけども、このたび30年という歴史を刻まれました。お祝いの席等にも出させていただきました。議員の皆さん方にも出席をいただきましたけども、心から改めてお祝いを申し上げるとともに、「拓真館」が、前田先生が「拓真館」を建てながら、貢献をいただいた、美瑛町のまちの発展に貢献をいただいたことを、改めて心から感謝を申し上げたいというふうに思っています。前田先生は特別功労者ということでもありますから、そういった部分では、美瑛町のまちの歴史に刻まれて、今後も生きていくというふうに思っているところであります。

「拓真館」の往時の状況を思い起こしますと、今とは全くかなり違う姿で、多くのお客さん、入りきらないようなお客さんがいたりですね、議員がご指摘のとおり、道路がもう通れないというようなことがあったと。議員同期で、議員をさせていただいて、そのときの情報等も私も今も覚えているところであり、この「四季の交流館」の建設にあたっては、そういう状況の中で建てられたというふうに判断をしています。ただ初めて今、情報を聞いたんですけども、デモをするというようなこと、デモンストレーションをするといったことを初めて、今初めて聞きました。そんなのやりとりがあったということで、そういったことは初めて伺いましたが、

地域の方々がこれまで「四季の交流館」の運営に大変なご尽力を賜ってきたことも、改めて地元の人にお礼を申し上げたいというふうに思っていますし、「拓真館」を守り育ててきたその地域の方々の功績についても感謝を申し上げたいというふうに思っています。

そんな中で美瑛町のまちづくり、いろいろと進んできたところでもありますけども、当時も農業と観光というような部分のいろんな課題があったということも、改めて認識をしているところであります。そんな中で、この「四季の交流館」の活用について、町長、適切な対応せよということでもあります。議員ご指摘のですね、農泊推進、また今国の方でも簡易宿泊の法改正等、非常に地域、ツーリズムの部分について積極的な対策を打ってきていますので、非常に前を見据えたご提案をいただいているというふうに認識をしています。私もこの「四季の交流館」の運用にあたっては、地域の方々にご理解をいただきながら、この施設が有効に、特に農業の担い手の関係の方々ですとか、そういった部分の役に立つような施設になればというような部分を持っている面もあります。この交流館の今の、先ほども答弁で申し上げましたけども、今の方向性としては、まずは、町長がいきなり何かということよりも、いろんな方々のご意見、またいろんな方々の活用に対するノウハウ、そういったものを求めてみようということで、方向を定めています。私どもが思っているよりもっといろんなこう幅の広い活用計画が出てくることを期待して、そういう方向性を探っているところであります。今後具体的な案が出てきて、これはというようなことがあれば、またご説明をさせていただければと思っていますし、しかしあまりこれはなということ、例えば地域の方々ととの接点がどうとれるかというようなことが問題があったりですね、当然「拓真館」という重要な施設がある地域、すぐそばですから、「拓真館」の行なっている取り組み、つくっている環境を壊すようなものであってもいけませんし、そういった部分を十分に鑑みながらの対応をさせていただかなければならないということでもありますので、提案をいただいた内容でなかなか上手くいかないということも可能性があります。町長としては、そういったときのことも考えながら、今この「四季の交流館」についての再生の部分について取り組んでいるんだということをぜひご理解をいただき、今、穂積議員からご指摘をいただいた案についてもですね、非常に重要な案だというふうに認識をしているということで、ご理解いただきたいと思っています。今、農業関係ばかりでなくて、地域が非常に人口減少とかいろんな課題を抱える中で、町の運営自体が厳しいという、そういう中で、地域の運営というのはさらに厳しいわけでもありますから、そこに我々もしっかりと支援をしていく、対策を打っていくという中に、こういった施設も検討していくということはやぶさかでないというふうに理解しています。以上であります。

○議長（濱田洋一議員） はい、10番議員の質問を終わります。以上で通告のありました質問は終了しました。これをもって一般質問を終わります。

---

日程第3 議案第1号 美瑛町職員の旅費に関する条例の一部改正について

---

- 議長（濱田洋一議員） 日程第3、議案第1号、美瑛町職員の旅費に関する条例の一部改正についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

はい、鈴木総務課長。

（総務課長 鈴木 貴久君 登壇）

- 総務課長（鈴木貴久君） おはようございます。議案第1号の提案理由につきましてご説明を申し上げます。議案集につきましては1頁になります。また、条例の改正の要旨及び新旧対照表は別冊資料の1頁と2頁になりますので、お開きの上ご参照願います。今回の条例改正は、条例第2条で赴任について定義をしておりますが、支給対象となる範囲を明確に定めていないため、新たに採用された職員のうち、規則で定めるものに対して現状に合わせた形で支給することとして明文化を図り、本条例の一部を改正し、あわせて文言の整理を行うものでございます。なお、規則の改正は、資料の1頁下段に記載している内容の追加を予定しております。施行期日は公布の日からとなります。それでは議案を朗読いたします。

（議案の朗読を省略する）

別冊の資料に基づく説明は省略します。以上で、議案第1号の提案理由の説明を終わります。よろしく願い申し上げます。

- 議長（濱田洋一議員） これから質疑を行います。改正条例全文について、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第3、議案第1号の件を採決します。議案第1号、美瑛町職員の旅費に関する条例の一部改正についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙

手多数）

挙手多数であります。したがって、議案第1号の件は原案のとおり可決されました。

---

日程第4 議案第2号 美瑛町税条例の一部改正について

---

○議長（濱田洋一議員） 日程第4、議案第2号、美瑛町税条例の一部改正についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

三井税務課長。

（税務課長 三井 浩君 登壇）

○税務課長（三井 浩君） おはようございます。議案第2号の提案理由につきまして、説明を申し上げます。議案集は2頁から12頁、改正の要旨、新旧対照表は資料の3頁から31頁までになります。今回の改正は、地方税法及び航空燃料譲与税の一部を改正する法律、地方税法施行令、施行規則の一部を改正する省令がそれぞれ平成29年3月31日に公布されたことに伴い、本条例の一部を改正するものです。最初に議案を朗読させていただき、その後改正内容について説明いたします。それでは議案を朗読いたします。

（議案の朗読を省略する）

次に、改正内容を資料により説明させていただきます。資料の3頁をお開きください。2の改正概要の中で、主なものにつきまして説明をしております。なお、文末の括弧内は、それぞれ該当する条番号及び改正附則等の条番号になっております。また、新旧対照表は、その次の7頁から31頁になりますのでご参照願います。

まず、町民税では、個人町民税の所得割の課税方式の見直しによる改正で、課税標準である特定配当等所得または特定株式等譲渡所得について、所得税の確定申告書が提出された後に個人住民税の申告書が提出された場合には、後者の申告書に記載された事項を基に課税できることや、申告書に必要事項を記載している場合には、配当割額または株式等譲渡所得割額を個人住民税の所得割額から控除する規定を改正するものです。法人町民税の申告納付及び不足税額の納付の手続きの改正では、納付に伴う延滞金の計算の基礎となる期間に係る規定を整備するものです。次に、4頁の控除対象配偶者の定義規定の改正では、現行の「控除対象配偶者」に該当するものは、「同一生計配偶者」と名称を変更するものです。

固定資産税では、待機児童解消のための受け皿整備に係る固定資産税の課税標準の特例措置の創設及びわがまち特例の導入で、家庭的等保育事業の用に供する家屋及び償却資産に対する課税標準の特例について、規定を整備するものです。6頁をお開きください。耐震改修等が行われた認定長期優良住宅に対する固定資産税の特例措置の改正で、耐震改修等または省エネ改修が行われ、長期優良住宅の認定を受けて申告した場合には、工事が完了した翌年度に限り、税額を減額する特例措置の規定を整備するものです。

次に、軽自動車税では、軽自動車税の納期の変更で、納税者の税負担の平準化を図るため、納期を6月1日から6月30日までとするものです。また、グリーン化特例の適用期限を、2年延長するための規定を整備するものです。その他といたしまして、地方税法の改正等に伴う所要の関連規定の整備を行うものです。以上で、議案第2号の提案理由についての説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（濱田洋一議員） これから質疑を行います。改正条例全文について、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第4、議案第2号の件を採決します。議案第2号、美瑛町税条例の一部改正についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。したがって、議案第2号の件は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第5 議案第3号 美瑛町都市計画税条例の一部改正について

---

○議長（濱田洋一議員） 日程第5、議案第3号、美瑛町都市計画税条例の一部改正についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

三井税務課長。

（税務課長 三井 浩君 登壇）

○税務課長（三井 浩君） 議案第3号の提案理由につきまして、ご説明を申し上げます。議案集は13頁から14頁、改正の要旨、新旧対照表は資料の32頁から37頁になります。今回の条例改正は、地方税法の一部を改正する法律が平成29年3月31日に公布されたことに伴い、条例の一部を改正するものです。改正の概要につきましては、地方税法の一部改正による税条例の一部改正に合わせまして、附則条項のずれの修正等、条文の整備を行うものです。それでは議案を朗読いたします。

（議案の朗読を省略する）

改正の要旨、概要は、冒頭説明したとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

資料をご参照願います。以上で、議案第3号の提案理由について説明を終わります。よろしく  
お願いいたします。

○議長（濱田洋一議員） これから質疑を行います。改正条例全文についての質疑を許します。  
質疑はありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第5、議案第3号の件を採決します。議案第3号、美瑛町都市計画税条例の  
一部改正についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。したがって、議案第3号の件は原案のとおり可決されました。

---

日程第6 議案第4号 過疎地域等における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部  
改正について

---

○議長（濱田洋一議員） 日程第6、議案第4号、過疎地域等における固定資産税の課税の特例  
に関する条例の一部改正についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めま  
す。

（「はい」の声）

三井税務課長。

（税務課長 三井 浩君 登壇）

○税務課長（三井 浩君） 議案第4号の提案理由につきまして、説明を申し上げます。議案集  
は15頁、改正の要旨、新旧対照表は資料の38頁及び39頁です。今回の改正は、過疎地域  
自立促進特別措置法の一部を改正する法律が平成29年3月31日に公布されたことに伴い、  
本条例の一部を改正するものです。改正の概要は、固定資産税の課税免除または不均一課税に  
伴う措置の対象となる事業のうち、情報通信技術利用事業が除外され、新たに農林水産物等販  
売業が追加され、期限を平成31年3月31日までに延長するものです。それでは、議案を朗  
読させていただきます。

（議案の朗読を省略する）

改正の要旨、概要は、冒頭説明したとおりでありますので、説明は省略させていただきます。



資料をご参照願います。以上、議案第4号の提案理由について説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（濱田洋一議員） これから質疑を行います。改正条例全文についての質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第6、議案第4号の件を採決します。議案第4号、過疎地域等における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

はい、挙手多数であります。したがって、議案第4号の件は原案のとおり可決されました。

10時55分まで休憩します。

休憩宣告（午前10時41分）

再開宣告（午前10時55分）

---

日程第7 議案第5号 美瑛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等に係る利用者負担に関する条例の一部改正について

---

○議長（濱田洋一議員） 休憩前に続いて会議を再開します。日程第7、議案第5号、美瑛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等に係る利用者負担に関する条例の一部改正についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

はい、小杉保健福祉課長。

（保健福祉課長 小杉 昌敏君 登壇）

○保健福祉課長（小杉昌敏君） おはようございます。議案第5号の提案理由につきましてご説明を申し上げます。議案集につきましては、16頁から17頁になります。条例改正要旨及び新旧対照表は、別冊資料の40頁から44頁になります。今回の条例改正につきましては、子ども・子育て支援法施行令が一部改正され、低所得世帯及びひとり親世帯等の利用者負担額の軽減が拡充されたことなどに伴い、本町の保育所、幼稚園等においても、子ども・子育て支援

法施行令の一部改正が施行される平成29年4月1日にさかのぼり、利用者負担軽減措置を適用するための条例改正及び、本町独自の子育て支援施策として町内の保育所、幼稚園等を利用する全ての子どもにおいて、当該年度分の課税状況が反映される平成29年9月分から利用者負担を半額に軽減するため、本条例の一部を改正するものであります。最初に議案を朗読させていただきます、その後改正内容につきましてご説明を申し上げます。それでは、議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

それでは、別冊資料によりご説明させていただきますので、別冊資料の40頁をお開き願います。1の改正要旨につきましては前段でご説明申し上げましたので、説明を省略させていただきます。

2の改正の概要につきましてご説明を申し上げます。本条例の改正点は、大きく2点でございます。まず1点目は、子ども・子育て支援法施行令の一部改正に伴う改正であります。①の多子世帯に係る特例措置の拡充につきましては、市町村民税非課税世帯に属する第2子の利用者負担額を無料とする改正でございます。②のひとり親世帯等に係る特例措置の拡充につきましては、市町村民税所得割が一定額以下のひとり親世帯等の利用者負担額の軽減特例措置の拡充を行うものであります。③につきましては、利用者負担の計算に用いる市町村民税の所得割額に加算する額として、ふるさと納税に係る控除額を追加するものでございます。

2点目につきましては、美瑛町の独自施策による利用者負担の軽減であります。平成29年4月に北海道が独自事業として保育所等を利用する第2子以降の3歳未満児の保育料を無償化する、多子世帯の保育料軽減支援事業が実施され、北海道の保育料軽減支援事業を実施する市町村に対する補助制度が創設されたところでございます。美瑛町におきましては、北海道の多子世帯の保育料軽減支援事業につきまして、導入に向けた検討を行ってきたところでございますが、北海道の独自事業につきましては軽減される対象児童の年齢が3歳未満で、また、多子世帯における第2子以降を限定されることから、子どもの年齢や子どもの数などによって軽減の対象とならない場合が生じ、不公平感が生じること、また、道の独自事業の今後の継続性については未定であること、さらに、0歳児から2歳児までを対象とした保育料軽減策であることから、当該年齢児童において、今後の保育需要が増加することが予想され、受け入れ態勢などに影響が出ることが考えられることから、道の軽減支援事業の実施を見送り、本町が子育て支援策として翌年度からの実施に向け検討しておりました町独自の保育料の軽減事業としまして、本町の保育所、幼稚園等を利用する全ての児童の保育料を半額とする軽減事業を、今年9月から前倒しで実施することで、就学前の子育て世代の経済的負担を軽減し、本町の子育て支援のさらなる充実を図るものでございます。

3の施行期日につきましては、子ども・子育て支援法施行令の一部改正に伴う条例改正につ

きましては、子ども・子育て支援法施行令の一部改正が施行される平成29年4月1日から適用し、美瑛町の独自施策による利用者負担額の軽減は、当該年度分の課税状況が反映される平成29年9月1日から施行するものです。なお、別冊資料41頁から44頁までの新旧対照表の説明は省略させていただきます。以上で、議案第5号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（濱田洋一議員） これから質疑を行います。改正条例全文についての質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第7、議案第5号の件を採決します。議案第5号、美瑛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等に係る利用者負担に関する条例の一部改正についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願ひます。

（挙手多数）

はい、挙手多数であります。したがって、議案第5号の件は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第8 議案第6号 美瑛町へき地保育所条例の一部改正について

---

○議長（濱田洋一議員） 日程第8、議案第6号、美瑛町へき地保育所条例の一部改正についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

はい、小杉保健福祉課長。

（保健福祉課長 小杉 昌敏君 登壇）

○保健福祉課長（小杉昌敏君） 議案第6号の提案理由につきまして、ご説明を申し上げます。議案集につきましては18頁から19頁になります。条例改正要旨及び新旧対照表は、別冊資料の45頁から47頁になります。今回の条例改正につきましては、子ども・子育て支援法施行令が一部改正され、低所得世帯及びひとり親世帯等の利用者負担額の軽減が拡充されたことなどに伴い、本町のへき地保育所においても、子ども・子育て支援法施行令の一部改正が施行される平成29年4月1日にさかのぼり、利用者負担軽減措置を適用するための条例改正及び、本町の独自の子育て支援施策としての町内のへき地保育所を利用する子どもにおいて、当該年

度分の課税状況が反映される平成29年9月分から利用者負担を半額に軽減するため、本条例の一部を改正するものであります。最初に議案を朗読させていただき、その後改正内容につきましてご説明をいたします。それでは議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

それでは、別冊資料によりましてご説明をさせていただきますので、資料の45頁をお開き願います。1の改正要旨につきましては、前段で説明いたしましたので、説明を省略させていただきます。

2の改正の概要につきましてご説明申し上げます。本条例の改正点は大きく2点で、1点目は子ども・子育て支援法施行令の一部改正に伴う改正、2点目は美瑛町の独自施策による利用者負担額の軽減であります。改正概要の説明につきましては、議案第5号の美瑛町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業等に係る利用者負担に関する条例の一部改正で説明した内容と同様のため、省略をさせていただきます。

3の施行期日につきましては、子ども・子育て支援法施行令の一部改正に伴う条例につきましては、子ども・子育て支援法施行令の一部改正が施行される平成29年4月1日から適用し、美瑛町の独自施策による利用者負担額の軽減は、当該年度分の課税状況が反映される平成29年9月1日から施行するものです。なお、別冊資料46頁から47頁の新旧対照表の説明は省略させていただきます。以上で、議案第6号の提案理由の説明を終わります。よろしく願い申し上げます。

○議長（濱田洋一議員） これから質疑を行います。改正条例全文についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第8、議案第6号の件を採決します。議案第6号、美瑛町へき地保育所条例の一部改正についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

はい、挙手多数であります。したがって、議案第6号の件は原案のとおり可決されました。

---

日程第9 議案第7号 美瑛町定住促進住宅条例の一部改正について

---

○議長（濱田洋一議員） 日程第9、議案第7号、美瑛町定住促進住宅条例の一部改正についての件を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

三田村住民生活課長。

（住民生活課長 三田村 尚樹君 登壇）

○住民生活課長（三田村尚樹君） 議案第7号、美瑛町定住促進住宅条例の一部改正の提案理由につきまして、ご説明を申し上げます。議案集につきましては、20頁から21頁になります。別冊資料につきましては、48頁に改正要旨と改正概要、49頁に新旧対照表を掲載しております。最初に、別冊資料にて改正要旨、改正概要を説明させていただきます。

改正要旨につきましては、美瑛町へ移住を求める者に対し、本町が持つ自然環境や農村景観などの恵まれた地域資源の中、町内に定住先が決まるまでの仮の住まいを提供すべく、平成25年に本条例を制定しました。当初は、2戸の旧消防住宅を改装し、昨年9月には市街地に戸建ての住宅と、郊外に3戸の旧教員住宅を定住促進住宅として整備を進め、5月現在、全ての定住促進住宅が移住希望者で埋まっている状態です。使用しなくなった旧教員住宅を教育委員会から引き継ぐことにより、今後も町の財産を有効活用するとともに、町の活性化に向けた取り組みの一つとして、移住定住対策事業を積極的に進められるよう、4戸の住宅を追加するため、本条例の一部を改正するものです。改正概要につきましては、住宅戸数4戸分の追加により、第2条名称及び位置を別表第1に、第8条家賃の額を別表第2に規定するものです。それでは、議案を朗読いたします。

（議案の朗読を省略する）

以上で、議案第7号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（濱田洋一議員） これから質疑を行います。改正条例全文についての質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第9、議案第7号の件を採決します。議案第7号、美瑛町定住促進住宅条例の一部改正についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。したがって、議案第7号の件は原案のとおり可決されました。

---

日程第 10 議案第 8 号 美瑛町立学校設置条例の一部改正について

---

- 議長（濱田洋一議員） 日程第 10、議案第 8 号、美瑛町立学校設置条例の一部改正についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

吉川教育委員会管理課長。

（教育委員会管理課長 吉川 智巳君 登壇）

- 管理課長（吉川智巳君） 議案第 8 号の提案理由につきまして、ご説明申し上げます。議案集につきましては、22 頁になります。改正要旨、新旧対照表は資料の 50、51 頁になりますので、ご参照願います。今回の条例改正につきましては、平成 28 年 3 月末日をもって休校しておりました美瑛町立美進小学校が、新規就農者技術習得管理施設として活用することになったことから、学校を廃止するため、学校設置条例の一部改正をお願いするものであります。それでは議案を朗読します。

（議案の朗読を省略する）

以上で、議案第 8 号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

- 議長（濱田洋一議員） これから質疑を行います。改正条例全文についての質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第 10、議案第 8 号の件を採決します。議案第 8 号、美瑛町立学校設置条例の一部改正についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。したがって、議案第 8 号の件は原案のとおり可決されました。

---

日程第 11 議案第 11 号 美瑛町特別功労者の推薦について

---

- 議長（濱田洋一議員） 日程第 11、議案第 11 号、美瑛町特別功労者の推薦についての件を議題とします。提出者の説明を求めます。

(「はい」の声)

浜田町長。

(町長 浜田 哲君 登壇)

○町長(浜田 哲君) 議案第11号の提案理由について説明を申し上げます。議案集43頁で  
ございます。まず朗読をさせていただきます。

(議案の朗読を省略する)

皆さんもご存じのとおり、議長としてご活躍をいただき、我々も大変お世話になったところ  
であります。齊藤正氏におかれましては、美瑛町議会議員5期20年、この間産業建設常任委  
員会委員長1期4年間、産業経済常任委員会委員長1期4年間、議長2期8年間歴任され、町  
政の発展と地方自治の振興に向け、ご活躍をされました。心からお礼を申し上げているところ  
であります。また、昨年旭日双光章を受章されました。以上であります。よろしくお願いを申  
し上げます。

○議長(濱田洋一議員) これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次は討論でありますけれども、省略をしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第11、議案第11号の件を採決します。議案第11号、美瑛町特別功労者の  
推薦についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第11号の件は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第12 議案第12号 美瑛町特別功労者の推薦について

---

○議長(濱田洋一議員) 日程第12、議案第12号、美瑛町特別功労者の推薦についての件を  
議題とします。提出者の説明を求めます。

(「はい」の声)

浜田町長。

(町長 浜田 哲君 登壇)

○町長(浜田 哲君) 引き続き、議案第12号の提案理由を説明をさせていただきます。朗読  
をいたします

(議案の朗読を省略する)

大西氏におかれましても皆さんご存じの方で、大変美瑛町の発展に、農業の発展にご尽力をいただいた方であります。主な功績でありますけども、美瑛町農業協同組合代表理事組合長 12 年 9 カ月、この間上川生産農業協同組合連合会代表理事会長、上川地区農業協同組合長会会長、上川地区農協米対策委員会委員長を務められるなど、農業の発展に美瑛町ばかりでなくて、上川全体の場において大変なご活躍をいただきました。心から敬意を申し上げるところであります。また、平成 25 年に北海道産業貢献賞、平成 27 年に美瑛町公益表彰を受賞されております。どうかよろしくお願いを申し上げます。

○議長（濱田洋一議員） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次は討論であります。省略をしたいと思えます。ご異議はありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第 12、議案第 12 号の件を採決します。議案第 12 号、美瑛町特別功労者の推薦についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手全員であります。したがって、議案第 12 号の件は原案のとおり可決されました。

---

日程第 13 議案第 9 号 平成 29 年度美瑛町一般会計補正予算について

日程第 14 議案第 10 号 平成 29 年度美瑛町老人保健施設事業特別会計補正予算について

---

○議長（濱田洋一議員） 日程第 13、議案第 9 号、平成 29 年度美瑛町一般会計補正予算についての件及び日程第 14、議案第 10 号、平成 29 年度美瑛町老人保健施設事業特別会計補正予算についての件を一括議題とします。これから、各議案の提案理由の説明を求めます。まずは、議案第 9 号について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

はい、鈴木総務課長。

(総務課長 鈴木 貴久君 登壇)

○総務課長（鈴木貴久君） 議案第 9 号の提案理由につきましてご説明を申し上げます。議案集は 23 頁から 36 頁になります。今回の補正予算は、総務費では、特別功労者の認証、地域おこし協力隊募集経費、農泊推進対策事業、まちづくり寄附金件数増に伴う所要額の追加、民生



費では、地域介護・福祉空間整備事業費の追加、衛生費では、ゴミステーション設置補助、浄化センターし尿処理脱水機の修繕費の追加、農林水産業費では、強い農業づくり交付金、旧畜産センター敷地内の記念碑等の移設費、白金牧場の旧監視舎の解体と新設工事費用の追加、商工費では、商工会が実施するプレミアム付き商品券発行事業、空き店舗対策事業への補助と、丘のまち活性化協会が実施する移住・定住助成事業の補助の追加、土木費では、町道白金美瑛線の工事設計委託料、町営住宅の改修費、定住促進住宅の購入費及び農業労働力確保のための町営住宅建設事業費の追加、教育費では、国の制度改正に伴う短時間労働者の共済費の追加と、丘のまちびえいまちづくり基金の積み立てなどでございます。最初に議案条文を朗読し、その後、補正内容の説明をさせていただきます。

(議案の朗読を省略する)

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出から説明いたします。29頁をお開き願います。歳出、第2款総務費、第1項総務管理費、第2目一般管理費、補正額147万円の追加。一般管理事業、食糧費は、開拓記念式の中で行う特別功労者認証に伴う祝賀会経費、通信運搬費はまちづくり寄附件数増に伴う贈答品の発送費用などの追加でございます。第7目地域振興費、補正額1130万円の追加。地域おこし協力隊管理事業は、空き店舗を活用し起業を目指す地域おこし協力隊の募集経費で80万円の追加、農泊推進対策事業は、丘のまちびえい活性化協会が実施する農泊推進事業実施のための補助金1050万円の追加です。第12目諸費、補正額1087万5000円の追加。1特別功労者表彰事業は、特別功労者2名の認証に係る経費120万円の追加、まちづくり寄附管理事業は、まちづくり寄附金増に伴う贈答品及び公金代納システム利用料合わせて967万5000円の追加です。第3款民生費、第1項社会福祉費、第2目高齢者福祉費、補正額38万8000円の追加。地域介護・福祉空間整備事業、町内の小規模多機能事業所3事業所に自動火災報知設備設置費用を追加するものであります。全額国庫補助金で対象となっております。第2項児童福祉費、第2目保育所費、補正額50000円の追加。保育センター管理運営事業、保育中の軽度な事故に伴う診療分共済給付金の追加でございます。次の頁になります。第4款衛生費、第2項清掃費、第1目清掃総務費、補正額20万5000円の追加。ゴミステーション設置整備補助事業、ゴミステーションの設置要望数増に伴う設置補助金の追加です。第3目し尿処理費、補正額184万7000円の追加。浄化センター管理運営事業、し尿処理脱水機のスクリー羽の磨耗に伴う取り替え費用の追加でございます。第6款農林水産業費、第1項農業費、第2目農業振興費、補正額2207万8000円の追加。1強い農業づくり交付金事業は、事業費割り当て内示額増加に伴う補助金2198万7000円の追加、新規就農者技術習得管理施設整備事業は、施設研修補助農地取得に伴う土地改良区賦課金の追加、9万1000円の追加でございます。第3目畜産業費、補正額696万7000円の追加。1畜産振興管理事業は、旧畜産センター共進会場内の記念碑の

移設などに係る費用154万5000円の追加、白金牧場管理運営事業は、白金牧場旧監視舎の解体及び新設工事費用で542万2000円の追加です。次の頁になります。第7款商工費、第1項商工費、第2目商工業振興費、補正額3450万円の追加。1美瑛町消費活性化事業は、商工会が実施するプレミアム付き商品券発行のための補助金2450万円の追加、美瑛町商店街活性化事業は、同様に商工会が実施する空き店舗対策事業に係る補助金1000万円の追加です。第7目移住対策費、補正額2070万円の追加。1セカンドホームツーリズム事業、ビルケの森体験住宅の室内換気設備などの修繕費用で70万円の追加、2美瑛町定住住宅取得助成事業は、丘のまちびえい活性化協会が実施する移住・定住助成事業に対する補助金2000万円の追加です。第8款土木費、第2項道路橋梁費、第1目道路維持修繕費、補正額340万円の追加。道路維持修繕事業、町道白金線法面補修工事の設計委託料の追加でございます。第5項住宅費、第1目住宅管理費、補正額2441万1000円の追加。1町営住宅管理事業、定住促進住宅4戸分の改修費用で800万円の追加です。2定住促進住宅購入事業は、定住促進住宅として活用するため、新たに一般住宅2戸を購入する費用及び手数料で1641万1000円の追加です。第2目住宅建設費、補正額2620万円の追加。町営住宅建設事業、農業労働力の確保と地域の活性化を図るため、俵真布地区に町営住宅を建設する費用の追加でございます。次の頁になります。第10款教育費、第1項教育総務費、第2目事務局費、補正額1479万7000円の追加。教育委員会事務局管理事業、国の法律改正により社会保険適用範囲が拡大となり、学校の給食従事員などの短時間労働者が適用対象者となったため、事業者が負担する年金及び保険料の追加でございます。第12款諸支出金、第1項普通財産取得費、第8目丘のまちびえいまちづくり基金費、補正額1205万7000円の追加。丘のまちびえいまちづくり基金の運用管理事業、ふるさと納税寄附金810件分を基金に積み立てる追加でございます。

次に歳入について説明いたします。27頁にお戻り願います。歳入、第9款地方交付税、第1項地方交付税、補正額80万円の追加。特別交付税、空き店舗活用のため、地域おこし協力隊の事業募集に係る経費でございます。第12款使用料及び手数料、第1項使用料、第5目商工使用料、補正額56万円の追加。セカンドホームびえい使用料、ビルケの森体験住宅使用料の追加です。第13款国庫支出金、第2項国庫補助金、第1目総務費補助金、補正額2414万5000円の追加。地方創生推進交付金、商店街活性化事業、定住住宅取得助成事業などで地方創生交付金2分の1を充当するものでございます。第2目民生費補助金、補正額38万8000円の追加。地域介護・福祉空間整備推進交付金、小規模多機能3事業所の火災報知機の設置に係る国庫補助金でございます。第14款道支出金、第2項道補助金、第4目農林水産業費補助金、補正額2198万7000円の追加。強い農業づくり交付金、経営体育成支援事業割り当て内示に伴う交付金の追加でございます。第16款寄附金、第1目寄附金、補正額12

05万7000円の追加。まちづくり寄附金810件分の追加でございます。第17款繰入金、第1目繰入金、補正額4830万円の追加。公共施設等整備基金繰入金は、俵真布地区の町営住宅建設事業で2620万、丘のまちびえいまちづくり基金繰入金は、地方創生推進交付金対象事業に係る事業費を基金から繰り入れする2210万円を追加するものでございます。第18款繰越金、第1目繰越金、補正額4925万8000円の追加。前年度繰越金でございます。平成28年度の繰越金の額は1億6278万1000円で、今回補正による繰越金計上額は記載されている累計7159万9000円となり、平成28年度の繰越金の保留額は9118万2000円となっております。第19款諸収入、第5項雑入、補正額1050万5000円の追加。1日本スポーツ振興センター補償金は共済給付金5000円と、2の農山漁村振興交付金は農泊推進対策事業交付金1050万円の追加でございます。第20款町債、第1項町債、第5目商工債、補正額2320万円の追加。過疎対策ソフト分商工業振興事業債、消費活性化事業プレミアム付き商品券発行のため、過疎債の追加でございます。

続きまして第2表の説明をいたします。26頁へお戻り願います。第2表地方債補正、起債の総額にプレミアム付き商品券の商工業振興対策事業分2320万円を追加し、総額を13億2560万円とするものでございます。起債の目的、変更前限度額、変更後限度額のみ申し上げます。起債の目的、過疎対策事業、商工業振興事業。変更前限度額9億9790万円、変更後限度額10億2110万円。合計、変更前限度額13億240万円、変更後限度額13億2560万円。なお、起債の方法、利率、償還方法については変更前と同じです。24頁と25頁の第1表歳入歳出予算補正については、説明は省略させていただきます。以上で、議案第9号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（濱田洋一議員） 次に、議案第10号について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

小杉保健福祉課長。

（保健福祉課長 小杉 昌敏君 登壇）

○保健福祉課長（小杉昌敏君） 議案第10号の提案理由につきましてご説明を申し上げます。議案集は37頁から42頁になります。美瑛町老人保健施設「ほの香」は、平成18年度から指定管理者制度を導入し、また、平成23年度からは施設の介護サービス提供に係る介護保険事業収入や利用料などを指定管理者の収入とする利用料金制度を導入しているところであります。今回の補正予算は、美瑛町老人保健施設「ほの香」の指定管理に関し、指定管理者である社会福祉法人美瑛慈光会と美瑛町が締結している指定管理者基本協定書において、前年度決算に事業利益が発生した場合の町への納付規定に基づき、事業利益の一定額を町が収受することによる歳入の補正と、これを財源として基金に積み立てを行う歳出の補正であります。それでは、議案条文を朗読させていただきます。

(議案の朗読を省略する)

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出からご説明を申し上げます。議案集の41頁をお開き願います。歳出、第3款基金積立金、第1項基金積立金、第1目老人保健施設事業基金積立金、補正額673万3000円の追加補正でございます。この積立金は、老人保健施設「ほの香」の施設及び設備の大規模な改修などに備えるため、指定管理者からの利益納付金を財源として基金に積み立てるものであります。

次に、歳入についてご説明申し上げます。39頁にお戻りください。歳入、第4款諸収入、第2項雑入、第1目雑入、補正額673万3000円の追加補正でございます。内容は、施設運営事業利益納付金で、指定管理者基本協定書において、美瑛町老人保健施設「ほの香」の決算における事業利益の30パーセントを町に納付する規定となっていることから、平成28年度の運営において約2244万6000円の事業利益が生じたことから、事業利益の30パーセントの673万3000円を利益納付金として指定管理者から収受するものであります。なお、38頁の第1表歳入歳出予算補正につきましては、説明を省略させていただきます。以上で、議案第10号の提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（濱田洋一議員） これで、2案件について提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。2案件に関連する事項についての総括質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで2案件に関連する総括質疑を終わります。

次に、議案第9号について総括質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで議案第9号についての総括質疑を終わります。

午後1時まで休憩します。

休憩宣告（午前11時38分）

再開宣告（午後 1時00分）

○議長（濱田洋一議員） 休憩前に続いて会議を再開します。

次、議案第9号についての質疑を行います。議案集29頁から32頁まで。

はじめに、平成29年度美瑛町一般会計補正予算の歳入歳出補正予算事項別明細書、歳出第2款総務費から第6款農林水産業費までについての質疑を許します。

(「はい」の声)

はい、9番角和議員。

○9番（角和浩幸議員） 9番角和でございます。私は、第2款、第1項、第7目地域振興費中、

説明欄（２）の農泊推進対策事業についてお尋ねをいたします。農林水産省が力を入れている事業と理解しておりますけれども、この農水省のホームページ等でこの事業の概要を見てもですね、かなりぼやっとした事業だなという印象が強いです。全部は読まないですけど、新たなライフスタイル、グリーンツーリズム、定住・半定住等、今まで出てきた言葉をいろいろ網羅して非常に幅広い概念の事業ではないかなと思っております。この事業、一番期待しているのは、現状それほど観光客が来られないような、農村地帯がこれを利用して交流促進を図ろうとされるのかなと思いますけれども、我が美瑛町もうすでに１６０万、１７０万という観光客が来られている、そういう町でありまして、その中でこの若干ぼやっとしたこの事業をどこに焦点を当てて、何を目的に狙いを持って進めようとしておられるのか、まず考え方をお尋ねします。

（「はい」の声）

○議長（濱田洋一議員） 今野経済振興課長、経済文化振興課長。失礼しました。

○経済文化振興課長（今野聖貴君） 農泊推進対策事業ということで、平成２９年度から農水省の方で観光庁と連携しながら新たに事業展開が図られている事業になります。農泊ということで、農水省の中の定義なんですけども、「日本ならではの伝統的な生活体験や農山漁村地域の人々との交流を楽しむ滞在」ということになっています。この農泊をですね、美瑛町の中でビジネスとして実施するために、今回ですね、美瑛町の中でどのようなことができるのかということを狙いとしています。ですから今回はあくまでもこれは調査ということの中で、美瑛町で果たしてこの事業を活用しながらですね、どんなことができるのかということを目的にして、今回事業を立ち上げながら、補正の中で、今回補正を提案していくものとなっております。

（「はい」の声）

○議長（濱田洋一議員） ９番角和議員。

○９番（角和浩幸議員） はい、具体的には、今年度を踏まえて次年度以降というふうに理解をいたしました。２点ほど具体的にですけれども、中には専門、非常に幅広いので、専門家あるいは専任のスタッフが企画や運営に携わっていく、そういうことを農水省も推奨しているという指摘もありまして、こういうような人材の確保をどのように考えられているのかということと、もう１点、多分中心となるであろう農泊の、宿泊の部分でございますけれども、もちろん、いわゆる農家民宿、ますます普及して取り組まれる農家が増えるのも望ましいことですし、廃校舎、先進事例では廃校舎の利用、また、先ほど穂積議員から指摘もありましたように、「四季の交流館」などの既存の施設、一定の役割を終了した既存の施設を利用していかとか、そういう面については非常に期待もできる部分がございます。ただ一方で、そうではない、新しい宿泊施設を行政もしくは活性化協会が作ってそこに呼び込もうとしますと、ある面では民業圧迫になっていってしまうような、既存の宿泊施設との兼ね合いもあると思いますけれども、そ

この宿泊部分についての考え方の方針についてお尋ねします。

(「はい」の声)

○議長（濱田洋一議員） 今野経済文化振興課長。

○経済文化振興課長（今野聖貴君） 2点の質問ということで、まず人材の確保ということですが、人材活用事業、この中の人材活用事業というのを設けておまして、地域をトータルコーディネートできるような人材の確保ということで、広くですね、インターネット等を活用しながらですね、公募していった人材を確保、これからしていく予定となっております。

それと、ハードの方なんですけど、ありきという考えの中で事業を進めるのではなく、美瑛町の中で、その辺も調整をとりながら、民業圧迫にならないような形を考えながらですね、どのような形の施設整備がいいのかということ、この事業の中で調査していきますので、その結果等々をですね、議会の方にもですね、報告をしながらですね、進めていきたいというふうに考えております。

○議長（濱田洋一議員） はい、他にはありませんか。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

はい、質疑なしと認めます。次へ進みます。

次、議案集33頁から36頁まで、第7款商工費から第12款諸支出金までについて、質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「はい」の声)

はい、9番角和議員。

○9番（角和浩幸議員） 続きまして私は、第8款、第5項、第2目、住宅建設費、説明欄、町営住宅建設事業についてお尋ねをいたします。一般質問と違いまして、質疑3回しかできませんので、少々、ちょっと煩雑といいますか、やりにくいかもしれないですけども、よろしくお願ひいたします。その意味で、まず6点についてお尋ねをさせていただきます。

この事業でございますけれども、建設する町営住宅の場所はどこを設定されているのかお尋ねいたします。

2番目としまして、その住宅の構造、間取り、床面積など、詳細についてお尋ねいたします。

3番目としまして、ここの町営住宅を建てる用地の所有者はどなたになるのでしょうか、お尋ねいたします。

4番目、このできる町営住宅に入居する方の人数、国籍、外国籍であればどのようなビザで入国をされるのかについて、お尋ねをいたします。

5番目、ここの入居者が、事前の説明によりますと農業振興ということでございますので、入居者がどこで働く、研修なのかわかりませんが、働くのか、そこの法人、農家について

てお尋ねをいたします。

最後6番目ですけれども、財源としまして、これ基金を取り崩すというふうに見れますけれども、その理由についてお尋ねをいたします。

(「はい」の声)

○議長(濱田洋一議員) はい、三田村住民生活課長。

○住民生活課長(三田村尚樹君) はい。6点の質問ということで、お答えをさせていただきます。

1つ目の建設場所につきましては、今予定しているのは、農事組合法人萌育実生産組合の近くという想定で考えております。

間取り、構造、床面積につきましては、大体床面積は100平米、30坪程度というふうに考えておりました、構造は木造2階建てということで考えております。間取りにつきましては、ちょっと今まだ設計、予算、補正予算の中でも設計委託を組んでおりました、その中で細かく決めていきたいというふうに思っているところです。

あと3番目、建設用地の所有者ということですが、基本的には町の建物ということもありますので、町敷地、町の敷地に建てるというのが前提なんです、町の敷地じゃないという場合は寄附ということでお願いするような形で今進めております。ですので、寄附を前提としているということです。

あと、入居する住民の人数、国籍、ビザですか、それに関しましては、聞いている範囲ですけれども、最大8人程度というふうに聞いております。あと、国籍につきましては、ベトナム社会主義共和国。あと、ビザに関しましては、外国人技能実習生ビザというビザで来るといことで聞いております。

あと、5番目ですか、入居者が働くところということですが、要望書等、行政区、あと農業法人、2社から三者連名で要望書も来ておりました、今予定しているところといたしましては、萌育実生産組合で働くということ聞いております。

あと、最後の財源に基金を利用する、財源、財源ですか、それにつきましては、美瑛町公共施設等整備基金を使わせていただくという考えでおります。以上です。

(「はい」の声)

○議長(濱田洋一議員) はい、9番角和議員。

○9番(角和浩幸議員) はい。今のご答弁を聞きますと、用地のところはちょっとお答えいただけなかったですけど、寄附となると、もしかししたらこの萌育実生産組合、また立地も萌育実生産組合の近くということでありましたら、生産組合の用地を想定されているのかなと推測いたします。その上で、もし違っていたら、後ほどご指摘いただければと思いますけれども、そうしますと、一口でまとめてしまいますと、特定の法人で働く外国の方を住まわす町営住宅

であると。それを、基金を取り崩して建設していこうという計画のように聞こえます。特定の企業ですとか、法人で働く人、その人たちが住む宿舎っていうのは一般的には社宅でありまして、通常であれば社宅であればその企業が整備するのが通例でございます。今回、そこに税金を投入されるということでございますけれども、特定法人の、ある意味で資産ともとれる施設について、税金を投入されることについての見解をお伺いします。

それと、すでにですね、多くの農家、法人の方も、自らの雇用者については、自らが整備をして、身を切るような思い、努力をして取り組んでございます。また、だからこそ、そこが難しいからこそ、雇用を諦めている、そういうような農業者、法人の方もいらっしゃいます。現状、そういうような実態を鑑みたときに、行政としての公平性、平等性について逸脱するのではないかという疑いも持たれるわけでございますけれども、やはり町営住宅として整備するのであれば、公募が原則ではないかなと思いますが、お考えをお伺いします。

もう1点、今回入居されるのが外国人技能実習生ということでございます。実習生が入居する町営住宅を、これまで町民の税金で積み上げてきました基金から取り崩して建てるということについて、違和感がございます。もちろん、外国人の労働者、実習生、研修生が美瑛町で働くことについて疑義があるわけではございません。これについては、わざわざ遠くの国から美瑛町まで来て働いていただけるというのは、本当に感謝の思い、ひと言でございます。ただし、その入居として町営住宅ということが果たしてどうなのかなという思いもございまして、ご見解をお伺いします。

(「はい」の声)

○議長（濱田洋一議員） はい、三田村住民生活課長。

○住民生活課長（三田村尚樹君） 2点のご質問ということで、まず1点目ですが、今回町営住宅として建てるにあたりまして、平成22年に二股地区の方で、このような同じような形で、例えば新規就農者などの担い手確保が憂慮されている中で、農業生産法人の雇用定着化と集落機能の維持につながるとうたしまして、地域の農業に従事する人を対象とした住宅需要に応えるためにもですね、モデル的に町営住宅を建設した経緯があります。今回の町営住宅に関しましても、地域の定住促進や労働者確保、担い手対策などの地域産業の労働者確保が最重要課題であるということから、地域、地区からの要望もありまして、そのことも含めまして検討し、労働者の住宅を確保することによって、美瑛町の基幹産業である農林業の振興や地域地区の活性化につながるというふうに考えまして、町営住宅を建設していきたいというふうに考えております。そういうことで、町に対しても、産業に対しても、寄与できるだろうということで町営住宅として建設していきたいというふうに考えております。

2つ目のところですが、基金を、外国人の方にということを遺憾に思われるということで、おっしゃってたかなと思うんですが、今ちょっと外国人ということでお話をされているんです



けれど、入る方が今前段で外国人なものですから、そういうふう聞こえるかもしれませんが、基本的にこの建物、外国人を前提として、そういう間取りとかですね、そういう形で作るっていう想定はしていません。一般町民も住めると、どういう方でも住めるといような間取りでいきたいというふうに考えておりますので、外国人を特定とした住まい、住宅を想定しておりませんので、そういう形で考えております。

町営住宅は公募が普通だろうというお話でありました。条例の中でもですね、町営住宅管理条例ですか、その中でも、あと施行規則の中でもですね、町営住宅の中には、国からの補助によって建てる公営住宅と、町の単独事業で行う町営一般住宅というように分けてありまして、今回建てるのがですね、町営一般住宅という設定になります。国の補助は入りませんので、町営一般住宅という想定で建てさせていただきます。町営一般住宅の中で、条例にもあるんですが、公募の例外というところがありまして、町営住宅条例の第5条ですか、公募の例外というところがありまして、町営一般住宅に入居を希望し、地域振興などに資するものとして、規則で定める場合は公募はしなくていいですよというところがありまして、その辺に関しまして規則の方ではですね、公募の例外第2条ですが、入居目的が地域産業の振興に資するものであって、町営一般住宅の存する地区内に就業する者または就業予定のある者は、公募はしなくても入居させて良いですよというところがありまして、条例等にも抵触はしないかなというふうに考えております。また、公募の例外ですから、就職するから入れてくれっていうことでは単純にはちょっといかないというふうに考えております。地区からの要望だとかですね、あと農林課とか、農業振興機構だとか、その農業に従事するとか、その辺の連携を確認しながらですね、公募の例外はできるかなというふうに考えております。以上です。

(「はい」の声)

- 議長（濱田洋一議員） はい、9番角和議員。
- 9番（角和浩幸議員） まさにお尋ねしたいところを先にお答えいただいたところもございませぬけれども、お話に出ました二股の件は、少なくとも私は議会議員になる前でございますけれども、もちろん事情は知っております。ただ、そこが前例にならないのは、今回外国人技能実習生を対象としているというところが、二股と大きく違う点でございます。今課長がおっしゃいました、条例の公募の例外、第5条9号、そして、施行規則第2条1号でございますけれども、公募の例外、施行規則第2条1号、町営一般住宅に存する地区内に就業する者、就業予定の者ということでございます。そこでですね、先ほど来から出てます、ここに入居予定の方は、技能実習生でございます。技能実習生は研修生扱いですので、労働者には含まれません。これ大変重要なところでございまして、外国人研修生を労働者として使ってさまざまな問題になっているというのは全国至るところであるわけでございますけれども、果たして、技能実習生、研修生が、就業というところに当てはまるのかどうか。就業ではなくてあくまで研修ですよって

いうのであれば、これは条例に反する疑いが非常に強いのではないかと、ここは指摘せざるを得ません。解釈によってということなのかもしれませんが、極めて疑いが強いグレーゾーンの扱いになってしまうのではないかなど。グレーゾーンのまま出発してしまうのではないかなどという危惧があります。今一度、その条例の解釈の仕方、そして、もう1点ですけれども、先ほど来というか最初から出ているとおり、農業の振興のため、地域振興のためであるということでございます。それであればですね、町営住宅という設定の仕方ではなくて、農業予算、農業振興費、担い手対策等々、そういうような別の予算立ての仕方があり得るのではないかなど。一度精査した方がよろしいのではないかなどと思いますけれども、お考えを伺います。

○議長（濱田洋一議員） はい、暫時休憩します。

休憩宣告（午後 1時22分）

再開宣告（午後 1時24分）

○議長（濱田洋一議員） 休憩前に続いて会議を再開します。

（「はい」の声）

三田村住民生活課長。

○住民生活課長（三田村尚樹君） この条例等に抵触するのではないかというお話ではありますが、地区の方からも要望はあったということもありまして、ここから農業振興、あと労働者確保、あと就労の部分の解釈にもよるかもしれませんが、研修をしながらですね、対価も得られるというところもありまして、就労という考え方にもなるかなど。同じことを繰り返しますが、地域振興地区の活性化ということも含めまして、町営住宅として予算を計上させていただきました。以上です。

（「はい」の声）

○議長（濱田洋一議員） 浜田町長。

○町長（浜田 哲君） 私の方から補足をさせていただきます。議員からいろいろご指摘がありましたけれども、私の方といたしましては、農業振興ということも大きなテーマでありますけれども、やっぱり格差が地域と町の方にあり過ぎるという状況をしっかりと見据えていきたいというふうに思っています。町の近くで農業をされる方は、二股地区で建設をしたときもですね、町営住宅に入って、そして農作業にあたって、その誤差というのは、時間的な誤差っていうのは、ある程度対応できる場所があります。そういった部分では、二股の農業法人の方々、その当時は法人の方々といろいろ話をして、やはり地域の近くに畑を見たり、トマトのハウスですとか、そういったものをすぐに何かあったときに対応できるような、そういう住宅環境が地域の中であればということで、それで実験的にやってみましょうということでありました。非常に地域の方々も喜んでいただいて、地域で農家の方々が就労する上で、使っていただいているという状況であります。私も町の行政区会議ですとか、それから「町長と語る会」ですと

かそういうところでも、地域の方々に、やはり地域において労働者を確保しなきゃならん時代が来た。そしてまた、地域の方々がいろんなこう経営の、作物の種類というんですか、ハウスをやったりですね、大型の畑をやったりと、そういうそのいろんなこう幅の広い農業になっていかなきゃならん時代が来たということで、そういった部分について、町の政策として前向きにやっていきたいと思いますということでお話をさせていただいています。そんなことで、いろいろ今情報交換をさせていただいていますが、今回、俵真布地区から、行政区も含めて、また生産組合も含めて、今後の地域づくり、農業の振興に何とか頑張っていきたいということで、私どももその部分では、今議員ご指摘のように、国内の労働者が入ってればそれはそれで1番、我々としても1番良いということはおわかりますが、ただ、今はそういう時代でなくて、労働者を確保するのにみんな四苦八苦しているときであります。そういう面から、今回の研修という部分についても、今後の就労の体制に、維持に資する一つの取り組みだということで幅広く捉えさせていただいて、今回提案をさせていただいているところでもあります。そういった地域の部分の状況ですとか、そういったものを踏まえて、ぜひご理解をいただきたいというふうに思っています。家賃もいただきますし、そういう意味では、土地の提供もいただいて、寄附をいただいて、町有地として運営をしていくということでもありますので、地域といろいろ話し合った上での対応、またある程度こう幅を持った施策としていかなければ、理想はいろいろ言えるんですけども、その理想だけでじゃあ本当にやれるのかっていうところもぜひご理解いただきながら、今後の対応等ご理解いただいて、そして、ご支援をいただければなというふうに思っているところでもあります。

○議長（濱田洋一議員） はい、他に質疑はありませんか。

（「はい」の声）

はい、7番野村議員。

○7番（野村祐司議員） いわゆるその産業の振興、あるいは農業の振興でいえば、人を雇うのに居住をどうするかっていうのは非常に大きな問題でありまして、今、課長あるいは町長から非常に前進的な答えをいただいたと、私は歓迎すべきだと思っております。それで若干確認をさせていただきますが、いわゆるこの前の協議会の中で、議案説明の中で、このことについては地域からの要請に従って、行政区からの要請に従ってということでありましたが、今お答えでは、法人2つというようなことがありました。この地域からの要請については、要請書がいつあがったのか、これをお伺いいたします。

○議長（濱田洋一議員） はい、いいですか。ちょっと休憩します。暫時休憩します。

休憩宣告（午後 1時30分）

再開宣告（午後 1時30分）

○議長（濱田洋一議員） 再開します。

(「はい」の声)

はい、三田村住民生活課長。

○住民生活課長（三田村尚樹君） 要望書につきまして、いつ来たかということですが、最終的に、その日ですね、日付的には平成29年5月31日というところで、要望が来ております。以上です。

(「はい」の声)

○議長（濱田洋一議員） はい、7番野村議員。

○7番（野村祐司議員） 要望書があつて、それぞれまた行動が起きるわけではありますが、要望書が5月31日、6月の補正ということは、非常に私は違和感を覚えるところではありますが、これらについては、この緊急性、即効性というのは、ある意味で言えば非常に良いことかもしれませんが、私どもとしてはやはり、その水面下でいろいろ物事が動いていたってという部分については、非常に大きな違和感を覚えるところではありますが、これについての所見をお願いいたします。

(「はい」の声)

○議長（濱田洋一議員） 浜田町長。

○町長（浜田 哲君） 行政区、町内会との協議等については、これもまたどういう形でやろうかということで相談をしながらやってきた経過がありますが、やはり我々が提案をする以上は、地域の総意であるということも行政区の方にも理解をいただき、その部分について提案をしていただきたいと、私の方からお話をさせていただいて、そして、地域、行政区の総体としての意向であるということを確認して、議会に提案をさせていただくものであります。日付が、例えば行政区がですね、3月に出して、そしてそこで私どもがその政策についてですね、検討して、その部分についてやっぱり無理ですよというようなことにはなかなかありませんので、やはりある程度の我々も準備はできて、そして行政区に確認して、議会に提案するという順序ですから、この辺は町長として行政区の方を確認したということでご理解をいただきたいと思います。

(「はい」の声)

○議長（濱田洋一議員） はい、7番野村議員。

○7番（野村祐司議員） 3回しか質問できませんので、このあと要望書の扱いについてということで締めたいと思いますが、今いろいろ答弁をいただきましたが、私は非常に前進的な答弁だと思っております。この同様のところがあれば、例えば今で言えば畜産農家の方ですとか、美沢の方ですとか、あるいは美園の奥の法人の方、非常にこの居住には困っております、あるいは北瑛の中でも困っていると。一つ大きな良い例をつくっていただきましたので、このことにつきましては、行政区あるいは地域からの要望、受益者の要望があれば、十分に検討して

くれるというようなことで確認してよろしいですね。所見を伺います。

(「はい」の声)

○議長(濱田洋一議員) はい、浜田町長。

○町長(浜田 哲君) 私どももこの施策については重要な案件だというふうに取り組んできていますし、二股でも、やっぱり今回もですね、法人の方々の、今回俵真布の学校教員住宅も改修しますから、2棟そういった雇用対策の住宅を確保しようということで提案をさせていただいているんですけども、やっぱり地域で地域性があって、個々の農家の方々が経営、農業をやっておられると、なかなか労働力不足というような部分があってもですね、地域の中で総体でまとまるということは、なかなかまとまりづらい部分があるんだと思うんです。私どもは別にどこかの地域に区切って言っているわけではありませんので、旭地区にも言っていますし、それから美沢地区にも言っていますし、土地の提供が条件ですよという話はさせていただいていますが、そういう取り組みをしていますので、今回はやはり法人の方々が、地域全体を担っている人たちがいますので、やっぱり一本化しやすいんだというふうに思っています。今後そういった地域の中でですね、みんなで了解し合って、そして地域で、地域の中に人が入ってきて、そして地域がこれからも持続していける、そういった部分を確認しながらですね、私どもとしては、政策として進めていきたいというふうに考えているところであります。

(「はい」の声)

○議長(濱田洋一議員) 3回目ですから、なしです。答弁が足りないということですか。ですから答弁が足りないというですね。その部分について足りないとは、はい。答弁が漏れていると。答弁、今の部分でどうでしょうか。扱い、要望書の扱い。暫時休憩します。

休憩宣告(午後 1時34分)

再開宣告(午後 1時37分)

○議長(濱田洋一議員) それでは、休憩前に続いて会議を再開します。

その他、他に。

(「はい」の声)

はい、10番穂積議員。

○10番(穂積 力議員) 今、ただ今、ちょっと生殺しになっている、もう少し私から、3回チャンスがあるので利用したいと。ちょっとね、噛み合っていないような気がします。この制度そのものは、素晴らしい制度だよということを前提にして、ただ問題はですね、先ほどから二股の例を挙げているわけなんですけど、二股は当初ね、福島から避難してきた人も含めて、ファームに、尽力として、労働者として頑張っていた若者が入社したという、そういった素晴らしい状況で進んでいたというのが事実です。そしてその後ね、今年に、今年のことなんですけど、これは二股の場合ですよ、他から、美瑛町以外から、確か、あまり詳しく言ったら問題

になるので詳しく言えませんが、他の士別から嫁さんを連れてきてね、そして今年結婚しましたということで、行政区の中でみんなに祝福されて素晴らしいと、その住宅は町で建てたんだということで、私も大歓迎して。そして今何を言いたいかっていったら、今案件にあがっている住宅はですね、外国人の研修生っていうことは、本当に町長が想像しているような話につながっていくのかな。労働者を、日本人でないとだめっていうことではありませんけれど、果たしてその外国人が嫁さんを迎えてそこに永住するようなことが、あればなおいいんですけどね。だけど、少なくとも、そういうことを受け入れることが大事ですけど、もっと今の段階で、急務な、労働者が住むところに困っている、先ほど一般質問でも私話しましたが、上富良野から通っているようなところもあるんだぞっていうこと言っているにもかかわらずね、これから研修生を迎え入れるよっていうところより、もっと早急にやらなければならないことがあるんじゃないかっていう考えは、私自身強く感じているわけです。今回、先ほど野村議員が納得したのは、こういう良い制度は大いに応募すれば叶えてくれるんだなってかなり喜んでいるんですけど、本当にそうはならないと、私は思って今手を挙げて発言しているわけなんですけど、どうぞ、限られた財源でもありますし、やはり、外国人はだめっていう言い方にはならないけれど、もう少し、少なくとも、広く公募してね、偏りのないようなやり方をしないと、やはり後々、二股のような歓迎される状況にはならないんじゃないかなということを危惧するわけなんですけど、町長どうですか、そこら辺。

(「はい」の声)

○議長（濱田洋一議員） 浜田町長。

○町長（浜田 哲君） 町営住宅という形で建築を進めたいという提案につきましてはですね、先ほど野村議員さんからありましたとおり、単発の農業予算でやってしまえば、美瑛町の政策としての一般性がなくなると。やはり、これからの美瑛町の農業、これはもう穂積議員さんも理解していただいていることでありますけども、農業を持続しながら地域、集落を守っていくということは、これから本当に至難の業になると、これはそう私も心配しています。その中で、外国のように町の真ん中に人が集まって、そして土地は通って管理すればいいじゃないかという、そういう都会側ですね、東京なんかでいきますと、そういう発想をする方がたくさんおられます。でもやっぱり農業という産業を、地域の資源として素晴らしい農作物をつくる上ではやはりその土地について、そして品質を管理し、そしてまた、その生産についての、いろんなこう毎日毎日の日々の努力をする、そのことからしかやはり成果は出ないのではないかと、私もそう思っています。そういう意味からすると、集落を維持するということは本当に難しいことだけど、やっぱりしっかり手をつけていかななくてはならんということで、今回町営住宅という形で、今後もこういった政策をとっていきたいということで出させていただきます。ですから先ほども申し上げましたとおり、行政区の会議ですとか、「町長と語る会」でも私は

このことは明確にお話をさせていただいて、皆さん方とともにそういった政策を打っていきま  
すという話をさせていただいています。ですから、ぜひその部分についてはご理解をいただき  
たいと。

それから、海外の方という部分の課題があることは、私も承知しています。ただやはり、こ  
れは角和議員さんから法律上の部分とか、そういった部分はどうなんだということでありま  
すけども、私どもとしては町の部分としては、就労という部分に関わる施設として地域で扱っ  
ていただきたいと、それが研修を伴って就労という部分と研修と重なる部分であっても、我々  
としてはそういうような形で、町営住宅を提供させていただきたいということで、法律的に就労  
とか就労でないという、その産業に、農業の振興に資する、そういうものとして対応させてい  
ていただきたいということで、ある意味では解釈を広げさせていただいているということで、ご理  
解いただきたいと思います。

それから、他の地域でそういった要望等があればということ先ほども申し上げましたけど  
も、私はこの部分については、1カ所の地域ですね、今回やってまた同じ時期にというような  
ことにはなかなかありません。それはやっぱり予算とそれから我々の政策上の流れが必要で  
すから、ある地域、ある地域、ある程度に要望をいただきながら取り組んでいくことになると思  
いますけども、我々としてはこの政策については、集落関係の維持、農業の維持について非常  
に重要だと、そして労働者が簡単には得られないという状況が、もう我々の本当に現実となっ  
てあるということ、そのことをご理解をいただいて、ぜひこういったところから、美瑛町の農  
業振興、そしてまた地域づくりを進めさせていただきたいと、お願いをさせていただいている  
ところでもあります。ご理解いただきたいと思います。

(「はい」の声)

○議長（濱田洋一議員） はい、10番穂積議員。

○10番（穂積 力議員） はい、一般質問の時かなり褒め称えたから加減してしゃべるけど。  
そんな良い話をね、やはりみんなに、議員をはじめね、町民の多くの人に喜ばれるような、や  
はり、進め方をやっぱりすべきだと思うんだよね。同じ金使うんならやはり良いところ、町長  
の今の、今の進め方っていうのはすばらしい。野村議員も褒めていたけど、私もそう思うんだ  
けど、言い方変えれば、やはり、思いつきで始めているようにしか見受けられない。なぜかっ  
て言ったら、私自身でさえ納得していなかったんですから。そういうことはいいなとは思っ  
たんですけどね。そういう多くの望みのあるところを、ごく一部分にだけっていう話にはならん  
だろうと。大きく公募してね、そしてその中からどうしてもこれは急務だっていうことになっ  
たんだっていうことにはなっていないでしょ、現実的に。これ、たまたま、たまたま議長のお膝  
元だから成り立ったのかなって、私は個人的にそういうふう感じたわけですよ。制度その  
ものはすばらしいけれど、そういったことを知っている者が先取りするっていうのはいかな

ものかなってというのが、私の本音です。ただ、この制度をね、だめにするわけにはいかんし困ったものだなと。だけど、普通であれば、普通であれば、そういう良い話があるんだったら、ね、声の届かないようなところから救っていくようなやり方が正しいのではないかなと、私は思います。この制度を引き続き力入れてやるっていうんですから、担当課長も聞いているので、今後に期待したいと思って、私はこれ以上くいやがりませんが、今一度、その部分的に、陳情があがったとあって、陳情があがらなくなると、美瑛町の空気を読んだら、町長は賢いから理解できると思うんだよね。そういうことは私は強く感じて、ここの発言に立ったというわけです。今一度、町長、私が間違っているんなら聞かせていただきたい。

(「はい」の声)

○議長（濱田洋一議員） はい、浜田町長。

○町長（浜田 哲君） 1つだけ間違いを指摘させていただきます。議長のお膝元という発言については、私は間違いだというふうにご理解をしていただきたいと思います、私もそういう考え方はありませんということは1つだけ言っておきます。それから、この政策については、基本的に町議会でも何度も私がお話をさせていただいています。答弁をさせていただいています。それから、行政区会議でも言わせていただいています。具体的にですね、美沢の地区の方だとか、旭の地区の方だとか、場所等についてもいろいろと協議をさせていただいた経過もあります。これは俵真布地区以外の、先にそういう地域とも話をさせていただいています。そういう経過を踏まえて、そして、現場として地域の合意なり、それから今後の方針ができた部分について、我々は今取り組んで、そして実現しようとしています。ですから、穂積さんの今言われる、穂積議員さんの言われる部分、他の地域ともやはり地域の中でまとまりを得て、そしてこういう方向でやりたいんだということであれば、そこについて私どもは前向きに進めていくということでございますので、その点について、ぜひひとつですね、ご理解をいただき、何かこう、裏で何かあったとかいうようなことであれば、そういうことで判断されて否決されるのであればそれはそれでまた私も覚悟はします。ただ、政策をそういう形で打っているということ、そして、今ご指摘のような議長のお膝元だからということはないということ提案をさせていただいているということだけ、お話をさせていただきます。以上であります。

(「はい」の声)

○議長（濱田洋一議員） はい、10番穂積議員。

○10番（穂積 力議員） もう1回チャンスがあるので、1つだけ。町長、「移動町長」やなんかでそういうことを聞いたっていう、そういう話なんですけど、実際に「移動町長」は陳情会でもないし、ね、美瑛町をどうしたらいいかっていう建設的な意見を出すような方向で進めなさいというのが、「移動町長」の大義名分ですよね。総務課長どうですか。結局ね、「移動町長」に来たときにあれしてくれ、これしてくれじゃなくて、美瑛町をどうするかっていう建設



的な意見を聞かせよってというのが大義名分で「移動町長」がなされていると、私はそうすべきだっていうことで、私も賛成している。今の話だったら、そういうところで話もしないで何言ってるって、そうは言わなかったけど、別に町長に戦って勝とうなんて思っていないし、町長の言うとおりでと思うけど、私にも言わせてくださいよ。やはり、みんなの空気を読んで、やはり等しくね、その中でも順位は決めんならんけども、「移動町長」では言わんからってそんなもんでなく、やはり、始まりがあればまた次があるんだっていうことで、納得したいと私は一生懸命自分に言い聞かせているので、今後ね、そういう誤解の生じるようなことがないように、これまた時代が時代でね、そういうのが中央でもあるし、美瑛ではそんな中央の真似したって始まらんけど、そういうことがないような活きた、喜ばれる、予算の使い方、積み立てを崩して使うような方向で希望します。

(「はい」の声)

○議長（濱田洋一議員） はい、浜田町長。

○町長（浜田 哲君） この政策等については、本来でありましたら、要望を伺いながら地域との協議、そして議会の皆さん方等の対応等、説明の部分で、いろいろとこう意見交換すべき部分多々というふうにあるとも、この辺も私も理解をしています。そんな部分では、今、議員各位の皆さん方がいろいろと疑問点があるぞということ言われたことについては、理解をしているところであります。しかし、そういった部分もありますが、労働環境、地域環境の置かれた状況を鑑みながら、それぞれ地域で合意を得たという、そのプロセスが大変非常に難しい点もありますので、そういった部分ができ上がったという地域等を、しっかりと協議しながら、受けながら、地域の具体的な要望に沿えるような形で対応していくのが、どうしてもこう、そういう形にならざるを得ません。今回の部分についてもある程度、この時期ぐらいいまには建設したいなというような、全体としての打ち合わせの内容もありましたので、唐突の部分があるぞと言われると、大変申し訳なく思っています。今議員さんのお話でも思っていますけども、ただご理解いただきたいのは、行政区会議でももう何度もこの話は、もう何年もしています。そういった部分では、行政区会議では地域の集落の代表の方が来ておられますし、そういう中から現実に旭の旧学校、学校の前の土地を見に行ったりですね、それから美沢の地区の土地を見に行ったりと、そういった部分は私自身もいろいろとやっていますので、そういう経過を踏みながら、まとまった地域から対応したんだということの、ご理解をいただきたいというふうに思うところであります。よろしく願いいたします。

○議長（濱田洋一議員） はい、他に質疑はありませんか。

(「はい」の声)

はい、12番佐藤議員。

○12番（佐藤剛敏議員） 今一度ちょっと町長にお伺いしたいんですが、いろいろこの住宅に

については、いろいろ議論されていると思いますが、それぞれ定住促進であれば3年間ですか、最大住めるのは。町営住宅はずっと住めると。そういったメリットもデメリットもあると思うんですよ。そこで施策として、平成22年のときもですか、農業は基幹産業だから、それはもう緊急の課題だし守っていかなければいけないと。地域の、集落事情も考えて、これはやらなきゃいけない、これは施策だと思うんですが、いろんな制約が、補助事業も、定住なら付くと。町営住宅なら一般財源というか、それを使わなきゃいけないという部分もあるかと思いますが、運営管理を考えていくとですね、これは、何て言うんだらう、1つの案ですけれども、これ農業に携わるのであれば、振興機構が担うだとか、これは町長の政策という絡みにもなってくると思うので、その点も考慮したらどうかなと思ったりはするんですが、先ほど角和議員の答えでも、単発で出て困るのでということで、こういう科目に来たということなんですが、そこら辺の、その方が、例えば他の振興機構に出せばそれほど制約っていうかですね、条例等に縛られない部分もあるのかなと思います。確かに振興機構で財産を取得できるかどうかは、今度振興機構の中の規則とかそういった部分になってくるかと思うのですが、その辺どうでしょうか。

○議長（濱田洋一議員） 暫時休憩します。

休憩宣告（午後 1時55分）

再開宣告（午後 1時55分）

○議長（濱田洋一議員） 会議を再開します。

（「はい」の声）

浜田町長。

○町長（浜田 哲君） 町営住宅としての建設で今回提案をさせていただき事情については先ほど述べさせていただいたとおり、町の住宅政策の中で、不均衡、格差といいますか、そういった部分を、集落におられる方は、美瑛町の町の中の町営住宅なり公営住宅はほとんど使えないと。その中で集落を運営していきなかなきゃならん。しかし、一方で町の方ではですね、公営住宅なり町営住宅というのが幅広く展開されていて、非常に住宅環境の格差があると、その運営について町営住宅という形で公平性を図るような形も考えながら、地域格差を平等にするようなことを考えながら、町営住宅としての建設を図ってきたということでもあります。先ほど議員から、振興機構の管理でどうだという形、管理の仕方はちょっと我々ももう一度考えさせていただいて、今後の適正な住宅運営という部分を整理させていただければというふうに思いますので、貴重なご意見をいただいたということでお伺いしたいと思います。

○議長（濱田洋一議員） いいですか。はい、他にありませんか。

（「なし」の声）

はい、質疑なしと認めます。次へ進みます。

次、議案集 27 頁及び 28 頁。歳入全款について質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。次へ進みます。

次、議案集 23 頁から 26 頁まで。平成 29 年度美瑛町一般会計補正予算の条文並びに第 1 表歳入歳出予算補正及び第 2 表地方債補正について質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで議案第 9 号について質疑を終わります。

次に、議案第 10 号について質疑を行います。議案集 37 頁から 42 頁まで。平成 29 年度美瑛町老人保健施設事業特別会計補正予算の条文並びに第 1 表歳入歳出予算補正及び歳入歳出補正予算事項別明細書歳入歳出全款について質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで議案第 10 号について質疑を終わります。

これから討論を行います。

はじめに議案第 9 号についての討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで議案第 9 号についての討論を終わります。

次、議案第 10 号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで議案第 10 号についての討論を終わります。

これから、日程第 13、議案第 9 号の件を採決します。議案第 9 号、平成 29 年度美瑛町一般会計補正予算についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

はい、挙手多数であります。したがって、議案第 9 号の件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第 14、議案第 10 号の件を採決します。議案第 10 号、平成 29 年度美瑛町老人保健施設事業特別会計補正予算についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

はい、挙手多数であります。したがって、議案第 10 号の件は原案のとおり可決されました。

2 時 15 分まで休憩します。

休憩宣告（午後 1時59分）

再開宣告（午後 2時15分）

---

日程第15 議案第28号 請負契約の締結について

---

○議長（濱田洋一議員） 休憩前に続いて会議を再開します。

日程第15、議案第28号、請負契約の締結についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

保田農林課長。

（農林課長 保田 仁君 登壇）

○農林課長（保田 仁君） 議案第28号の請負契約の締結についての提案理由につきましてご説明を申し上げます。議案集につきましては47頁になります。新規就農者技術習得管理施設は新規就農者への研修体系をより高度にするため、平成28年3月をもって休校となった美進小学校を活用し、農業研修生の宿泊施設及びハウス等の実習圃場を整備するため、新規就農者技術習得管理施設整備工事として5月31日に入札を執行し仮契約を交わしているところであり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、議会の議決をお願いするものであります。それでは議案を朗読いたします。

（議案の朗読を省略する）

参考資料といたしまして、工事内容、工期、その他入札指名業者名を載せております。朗読は省略をさせていただきます。以上で、議案第28号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（濱田洋一議員） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「はい」の声）

2番中村議員。

○2番（中村俱和議員） はい、2番中村です。請負契約、競争入札は公平でなければならない、透明性がなければならないということは誰も否定する方はおられません。そこで私は、この入札のですね、過程について伺います。質問します。この入札指名の基準は何か成文化された基準はあるのでしょうか。例えば、工事金額の規模、それから工事の難易度、それから工期についてですね。この事前の打診、忙しかったら当然できないわけですから、入札しても意味がないわけですね。それから、参加させる業者の数。こういった点は何か成文化されたものがあるのでしょうか。

（「はい」の声）

○議長（濱田洋一議員） はい、保田農林課長。

○農林課長（保田 仁君） はい。指名業者の数ですとか、金額、そういったものの成文化されたものということでございますけれども、2年に1回ですね、指名業者資格申請書というものをですね、町に出していただきまして、その中で経営事項審査ですとか、そういったものも一緒に出していただきまして、その中でランク付けを美瑛町の中でします。ランク付けによって、請負金額の大小によってそのランクで業者をランク分けをしております、ある一定金額以上ですとAランク、中間Bランク、Cランクというふうに分かれておまして、それで金額が分かります。指名業者の数につきましては、財務規則の中で5社以上ということ決定をされております。特別な事情がない限り5社以上ということ決められておりますので、5社ということ指名をさせていただいております。以上でございます。

（「はい」の声）

○議長（濱田洋一議員） はい、2番中村議員。

○2番（中村俱和議員） はい、わかりました。それですね、今回、議案第28号は、この5つの業者が指名されて参加されていますけれども、この組み合わせというのはたびたび見られるんですね。今回もその他に2件同じ、全く同じ組み合わせが見られます。結局同じ組み合わせというのはですね、公正で透明性のある入札に対して支障があるのではないのでしょうか。やはり、いくつかの組み合わせを変えていくべきだと思うんですけども、その理由は、同じ組み合わせになってるっていう理由は、これはどういうことなんでしょうか。

（「はい」の声）

○議長（濱田洋一議員） はい、保田農林課長。

○農林課長（保田 仁君） 指名委員会の中でですね、指名業者を決めていくことになりますけれども、指名の基準の中にですね、美瑛町において実績があるですとか、信頼性が確保されているですとか、そういった部分の要件が入っておりますので、おのずと同じになることが多いのかなと思いますけれども、故意に同じにしているわけではなくてですね、こういった結果になっておりますので、これは指名委員会の決定ということでご理解いただきたいと、そういうふうに思います。

（「はい」の声）

○議長（濱田洋一議員） 中村議員、2番中村議員。

○2番（中村俱和議員） はい、中村です。そうしますと、この組み合わせはたまたま偶然になったというふうに今おっしゃいましたけれども、そのように理解していいわけですね。

（「はい」の声）

○議長（濱田洋一議員） 保田課長。

○農林課長（保田 仁君） 偶然といいますかですね、指名委員会の決定ということでございます。

す。

○議長（濱田洋一議員） はい、他に質疑はありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第15、議案第28号の件を採決します。議案第28号、請負契約の締結についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。したがって、議案第28号の件は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第16 議案第29号 請負契約の締結について

---

○議長（濱田洋一議員） 日程第16、議案第29号、請負契約の締結についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

芝生建設水道課長。

（建設水道課長 芝生 公之君 登壇）

○建設水道課長（芝生公之君） 議案第29号の請負契約の締結についての提案理由につきましてご説明申し上げます。議案集につきましては48頁になります。平成14年度より供用開始している流雪溝は15年が経過し、システムの老朽化が進行しており、すでに施設制御に係る電気、電子部品の製造は終了となっており、維持管理が困難な状態になっているため、早期に制御機器等の更新を進めたく、6月12日に入札を執行し仮契約を交わしているところであり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、議会の議決をお願いするものであります。それでは議案を朗読いたします。

（議案の朗読を省略する）

参考資料としまして、工事内容、工期、その他入札指名業者名を載せております。朗読は省略させていただきます。以上で、議案第29号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（濱田洋一議員） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声)

はい、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第16、議案第29号の件を採決します。議案第29号、請負契約の締結についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第29号の件は原案のとおり可決されました。

---

日程第17 議案第30号 請負契約の締結について

---

○議長（濱田洋一議員） 日程第17、議案第30号、請負契約の締結についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

吉川教育委員会管理課長。

(教育委員会管理課長 吉川 智巳君 登壇)

○管理課長（吉川智巳君） 議案第30号の提案理由についてご説明申し上げます。議案は議案集の49頁になります。美瑛小学校は、平成27年度から校舎屋体耐震補強工事及び屋体大規模改修工事を実施し、平成28年度繰越明許において校舎棟大規模改修工事1期目に着手しており、平成29年度予算で引き続き残りの校舎棟各教室などの改修工事を行うものです。5月31日に入札を執行し仮契約を交わしているところであり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、議会の議決をお願いするものです。それでは議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

参考資料といたしまして、工事内容、工期、その他入札指名業者名を記載しております。朗読は省略させていただきます。以上で、議案第30号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（濱田洋一議員） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第17、議案第30号の件を採決します。議案第30号、請負契約の締結についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第30号の件は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第18 議案第31号 請負契約の締結について

---

○議長（濱田洋一議員） 日程第18、議案第31号、請負契約の締結についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

芝生建設水道課長。

(建設水道課長 芝生 公之君 登壇)

○建設水道課長（芝生公之君） 議案第31号の請負契約の締結についての提案理由につきましてご説明申し上げます。議案集につきましては50頁になります。町道朗根内上俵真布線は、昨年8月23日に本町を襲った台風9号により被災を受け、現在下部工及び護岸工を施工しておりますが、ほぼ工事の方も完成に近づいていることから、次の工事の上部工と取付道路工を施工したく、6月12日に入札を執行し仮契約を交わしているところであり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、議会の議決をお願いするものであります。それでは議案を朗読します。

(議案の朗読を省略する)

参考資料としまして、工事内容、工期、その他入札指名業者名を載せております。朗読は省略させていただきます。以上で、議案第31号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（濱田洋一議員） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。



(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第18、議案第31号の件を採決します。議案第31号、請負契約の締結についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第31号の件は原案のとおり可決されました。

---

日程第19 議案第32号 請負契約の締結について

---

○議長（濱田洋一議員） 日程第19、議案第32号、請負契約の締結についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

中島水道整備室長。

(水道整備室長 中島 二郎君 登壇)

○水道整備室長（中島二郎君） 議案第32号の請負契約の締結についての提案理由につきましてご説明を申し上げます。議案集につきましては51頁でございます。下水汚泥コンポストヤードにつきましては、下水汚泥の再利用を図ることで地域における循環型社会の形成を目的に、平成28年度に工事を着手したところでございます。完了年であります本年度におきましては、下水汚泥コンポストヤード整備工事として、6月12日に入札を執行し仮契約を交わしているところであり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。それでは議案を朗読させていただきます。

(議案の朗読を省略する)

参考資料といたしまして、工事内容、工期、その他入札指名業者名を載せております。朗読は省略をさせていただきます。以上で、議案第32号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（濱田洋一議員） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第19、議案第32号の件を採決します。議案第32号、請負契約の締結についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第32号の件は原案のとおり可決されました。

---

日程第20 議案第33号 請負契約の一部変更について

---

○議長（濱田洋一議員） 日程第20、議案第33号、請負契約の一部変更についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

芝生建設水道課長。

(建設水道課長 芝生 公之君 登壇)

○建設水道課長（芝生公之君） 議案第33号の請負契約の一部変更についての提案理由につきましてご説明申し上げます。議案集につきましては52頁になります。町道白金美瑛線は、昨年8月23日に本町を襲った台風9号により被災を受け、町道白金美瑛線水楽橋道路災害復旧工事仮設道路旧橋解体として、平成29年2月3日の第1回議会臨時会において請負契約の締結について議決をいただいているところですが、現在仮設道路工と旧橋解体を施工しておりますが、旧橋解体の作業ヤードとしての盛り土材を美望ヶ原の土取り場から運搬し戻す予定でしたが、現場内に一時堆積できるスペースが確保できたので、今後発注予定の道路盛り土に流用するために一時堆積したく、工事の内容の変更をお願いし、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、議会の議決をお願いするものであります。それでは議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

以上で、議案第33号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（濱田洋一議員） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第20、議案第33号の件を採決します。議案第33号、請負契約の一部変更

についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第33号の件は原案のとおり可決されました。

---

日程第21 議案第34号 請負契約の一部変更について

---

○議長（濱田洋一議員） 日程第21、議案第34号、請負契約の一部変更についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

芝生建設水道課長。

(建設水道課長 芝生 公之君 登壇)

○建設水道課長（芝生公之君） 議案第34号の請負契約の一部変更についての提案理由につきましてご説明申し上げます。議案集につきましては53頁になります。丸山通り線道路改良舗装工事第2工区におきましては、平成29年5月10日の第3回議会臨時会で請負契約の締結と工事請負費の増額補正の議決をいただいているところですが、現在の工事区間の施工を妨げることなく、かつ冬施行前に工事が完成するためにも拡大設計変更を行い、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、議会の議決をお願いするものであります。それでは議案を朗読します。

(議案の朗読を省略する)

以上で、議案第34号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（濱田洋一議員） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第21、議案第34号の件を採決します。議案第34号、請負契約の一部変更についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第34号の件は原案のとおり可決されました。

- 議長（濱田洋一議員） 日程第 2 2、議案第 3 5 号、財産の取得についての件を議題とします。  
本件について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

はい、保田農林課長。

（農林課長 保田 仁君 登壇）

- 農林課長（保田仁君） 議案第 3 5 号の財産の取得についての提案理由につきましてご説明を申し上げます。議案集につきましては 5 4 頁になります。今回取得予定の農業技術研修センター畜産加工室備品は、農業技術研修センター内研修室を改修し、町民が畜産加工を実践できるよう必要となる備品を整備するものです。JAびえいが平成 2 8 年度末をもって廃止しました畜産加工施設に対して利用者からの継続要望が高かったこと、また、町内産畜産物の消費拡大とブランド力の向上を図ることを目的として、農業技術研修センター「みのり」に既存の 3 加工室とあわせて新たに設置する畜産加工室に必要な備品の購入をお願いするものであります。購入についての入札を 6 月 1 2 日に執行し仮契約を交わしているところであり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例に基づき、議会の議決をお願いするものであります。それでは議案を朗読いたします。

（議案の朗読を省略する）

参考資料といたしまして、備品の取得目的、品名・納期、その他入札指名業者名を載せております。朗読は省略をさせていただきます。以上で、議案第 3 5 号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願いを申し上げます。

- 議長（濱田洋一議員） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第 2 2、議案第 3 5 号の件を採決します。議案第 3 5 号、財産の取得についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。したがって、議案第35号の件は原案のとおり可決されました。

---

日程第23 議案第36号 財産の取得について

---

- 議長（濱田洋一議員） 日程第23、議案第36号、財産の取得についての件を議題とします。  
本件について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

栗原文化スポーツ推進室長。

（文化スポーツ推進室長 栗原 行可君 登壇）

- 文化スポーツ推進室長（栗原行可君） 議案第36号、財産の取得についての提案理由につきましてご説明を申し上げます。議案集は55頁になります。今回取得予定の移動型プラネタリウムにつきましては、天候に左右されることなく星空を観察することができ、また移動ができることから、学校などのあらゆる屋内施設におきまして、身近に天文を体験、観察できるシステムでございます。購入についての入札を5月16日に執行し、現在仮契約を交わしているところであり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。それでは議案を朗読いたします。

（議案の朗読を省略する）

以下、参考資料といたしまして、取得目的、品名・納期・その他を記載しております。朗読は省略させていただきます。以上で、議案第36号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

- 議長（濱田洋一議員） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「はい」の声）

はい、2番中村議員。

- 2番（中村俱和議員） はい、2番中村です。私は、プラネタリウム、これの購入には異議はありません。そこでですね、五藤光学という有名な歴史のある会社ですけども、今回購入するプラネタリウムの仕様ですね、直径がいくらなのか、これ移動式ですから空気で膨らませるんでしょう。高さがいくらのドームなのか、そして投影機はどういうものなのか。そしてそこからですね、投影から光で映し出すこの原画、非常に原画が大事です。これがなければ子どもたちは楽しみません。それから、その他いろいろあるんでしょう。そういった仕様について教えてください。

（「はい」の声）

- 議長（濱田洋一議員） はい、栗原文化スポーツ推進室長。

○文化スポーツ推進室長（栗原行可君） 今回のプラネタリウムの仕様につきましては、大きさ、高さがいろいろございますけども、大きさにつきましては直径4メートル、この基準につきましては「美宙」で置ける大きさを考慮しまして4メートル、その4メートルに対しまして半球っていうんですか、その高さが必然的に出てきますのでその高さが2.8メートル、当然移動もできるということでございますので、持ち運び可能な形になってございます。投影につきましては、プロジェクターということで、360度投影できるシステムになってございます。このシステムにつきましては、それぞれソフトが入ってございまして、その内容につきましては12等星の恒星が表示できると、またその恒星の数が12万個という内容でございます。当然、星の軌跡、天の川、88の星座、日食・月食の再現、日の出・日の入りの自動調整など、プラネタリウムに必要な機能を全て備えてあります。その他に、こちらは北半球でございますけども、南半球も見られるという内容になってございます。また、「美宙」の方では当然天文台がありますので、天気が悪いときには見られないときがありますけども、そういう場合にこのプラネタリウムを使いまして、定期的にやっております「星を見る会」とか、そういう場合に有効的に活用したいと思っております。あとその他の内容につきましては、過去、未来の星座も見られるということもございますし、また、例えばこの日が、今日が天気が悪いということであれば、この日の星座も見られるという内容でございます。以上です。

（「はい」の声）

○議長（濱田洋一議員） はい、2番中村議員。

○2番（中村俱和議員） はい、中村です。この五藤光学というのは日本にある、いくつかある大きなメーカーですけども、当然こういうメーカーはおのこのホームページを持っております。ホームページは誰でも見られるんですけども、こういう、ダウンロードすればこういうふうになっています。この中でですね、今おっしゃったような仕様、スペックっていうのはここに書いてあります。このキャリングケースから直径、ドームの大きさですね、3メートルと4メートルと5メートル、3種類あります。恒星の数、それからスライドキット、今言った原画ですね、それからキャリーケース、それから投影機、NEX用投影機っていうんですけども、いうそうですけども。それでですね、この中には定価も書いてあります。今のおっしゃった仕様というのは、これで理解していいですか。この4メートルっていう、この4メートルっていうか、3メートル、4メートル、5メートルも投影一緒なんです。こういうことで理解してよろしいですか。

（「はい」の声）

○議長（濱田洋一議員） はい、栗原文化スポーツ推進室長。

○文化スポーツ推進室長（栗原行可君） 直径4メートルということで、仕様を設定してございます。大きさにつきましては先ほども申し上げたとおりでございますけども、当然ドームにつ

きましては、そのメーカーにつきましては、3メートル、4メートル、5メートル、実を言うと6メートルも10メートルも作れる、全部受注生産がありますので、その中でうちの配置できる場所、または持ち運び等を考慮しまして、4メートルという形で仕様を作っております。お持ちの部分のホームページにつきましては、ちょっと私もあれですけども、その部分を参考にしながらですね、いかに利用しやすい、持ち運びしやすい、また、活用しやすい内容を仕様としております。以上です。

(「はい」の声)

○議長(濱田洋一議員) はい、2番中村議員。入札に関わる部分ですからね、確認しますが、仕様はちょっと別に考えてください。

○2番(中村俱和議員) はい。それですね、4メートルっていう今回お買い上げの、購入予定のドームというのは、非常に標準的なものだと思いますね。そこですね、価格が出ているわけです、価格表。そのトータルしますとね、大体200万円ぐらいなんです。あまりにもこれ今回、860万円ですから、4セットぐらいお買い上げなのかなと。どうしてこんなに差があるのでしょうか。1セットですよ。

(「はい」の声)

○議長(濱田洋一議員) はい、栗原文化スポーツ推進室長。

○文化スポーツ推進室長(栗原行可君) 今回購入するのは1セットでございます。仕様につきましてはドーム、投影するドームと、あとはそのドームを膨らます送風機、あと当然熱もたまりますのでスポットエアコン、プロジェクター、当然そのプロジェクトを放映するためのパソコン、パソコンの中にはそのシステムが入っております。また、その音響を出す、音響システムの内容でございます。その定価といいますか、その持っている200万円というのはちょっと私は承知をしておりますけども、その部分につきましては、積算した上で、このような予定価格を算定し、見積もり合わせの結果、この金額になったという内容でございます。

○議長(濱田洋一議員) はい、他にありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第23、議案第36号の件を採決します。議案第36号、財産の取得についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第36号の件は原案のとおり可決されました。

---

日程第24 議案第37号 財産の取得について

---

- 議長（濱田洋一議員） 日程第24、議案第37号、財産の取得についての件を議題とします。  
本件について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

はい、中島水道整備室長。

（水道整備室長 中島 二郎君 登壇）

- 水道整備室長（中島二郎君） 議案第37号の財産の取得についての提案理由につきましてご説明を申し上げます。議案集につきましては56頁でございます。ホイールローダにつきましては、下水汚泥コンポストヤードにおける堆肥化作業の効率化及び冬季の敷地内除雪等で使用することを目的としまして、6月12日に入札を執行し仮契約を交わしているところであり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。それでは議案を朗読させていただきます。

（議案の朗読を省略する）

参考資料といたしまして、取得目的、規格・形式・納期、その他入札指名業者名を載せております。朗読は省略をさせていただきます。以上で、議案第37号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

- 議長（濱田洋一議員） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声）

はい、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第24、議案第37号の件を採決します。議案第37号、財産の取得についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。したがって、議案第37号の件は原案のとおり可決されました。暫時休憩します。



休憩宣告（午後 2時55分）

再開宣告（午後 2時56分）

○議長（濱田洋一議員） 再開します。

---

日程第25 議案第13号 農業委員会委員の任命について  
議案第14号 農業委員会委員の任命について  
議案第15号 農業委員会委員の任命について  
議案第16号 農業委員会委員の任命について  
議案第17号 農業委員会委員の任命について  
議案第18号 農業委員会委員の任命について  
議案第19号 農業委員会委員の任命について  
議案第20号 農業委員会委員の任命について  
議案第21号 農業委員会委員の任命について  
議案第22号 農業委員会委員の任命について  
議案第23号 農業委員会委員の任命について  
議案第24号 農業委員会委員の任命について  
議案第25号 農業委員会委員の任命について  
議案第26号 農業委員会委員の任命について  
議案第27号 農業委員会委員の任命について

---

○議長（濱田洋一議員） 日程第25、議案第13号から議案第27号まで、農業委員会委員の任命についての件を一括議題とします。これから、各議案の提出者の説明を一括して求めます。  
浜田町長。

（「はい」の声）

浜田町長。

○町長（浜田 哲君） 農業委員会委員の任命について、15名の、15件の議案の提案となります。どうかよろしくお願いを申し上げます。農業委員会委員の任命については、議員の皆さまご存じのとおり、平成27年に農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律が改正になり、全ての農業委員について、これまでは選挙と専任制併用でありましたが、市町村長が議会の同意を得て任命する制度となりました。委員の任命にあたりまして、あらかじめ農業者、農業者が組織する団体、その他の関係者に対して候補者の推薦を求めるとともに、委員になろうとする者の募集を行わなければなりません。さらに、推薦応募があった農業委員候補者については、農業委員候補者評価委員会に候補者の評価に関する意見を求めることとなっており、今

回ご提案をさせていただきます15名につきましては、美瑛町農業委員候補者評価委員会における評価の結果、農業委員として適格である旨報告があった方々であります。農業委員の今回の推薦・募集の結果につきましては、町内地域からの推薦が11名、農業関係団体からの推薦が3名、一般募集が1名、計15名であります。農業委員の任期につきましては3年、現委員の任期が平成29年7月19日までとなっているため、新委員の任期は平成29年7月20日から平成32年の7月19日までとなります。それでは、提案理由の説明を朗読をもって行いたいと思います。よろしく願いいたします。

議案第13号、農業委員会委員の任命について。下記の者を美瑛町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。平成29年6月22日提出。住所、美瑛町字美沢早崎。氏名、平間初美。生年月日、昭和34年1月27日生まれ。推薦・募集の別でありますけども、地域からの推薦、美沢地区であります。推薦理由につきましては、地域のまとめ役として高く評価されている人物であり、コンバイン利用組合長などリーダー経験が豊富な人物であるということであります。

引き続き議案第14号であります。同じく農業委員会委員の任命について、文章については省略をさせていただきますが、美瑛町字赤羽、上村昌規、昭和43年2月16日生まれ。推薦・募集の別は、地域からの推薦、明治・下宇莫別・中宇莫別・上宇莫別地区からの推薦であります。推薦理由は、誠実で人間味あふれる人柄と、これまでの農業委員としての経験・実績を今後の委員会に反映してほしいと思い推薦する、という内容であります。

続きまして、議案の第15号、同じく農業委員会委員の任命について。美瑛町字新区画向上、森平敏文、昭和35年6月29日生まれ。推薦・募集の別は、地域からの推薦、新区画・置杵牛地区からの推薦であります。推薦理由は、地域のリーダーとして長年貢献しており、豊富な経験・人脈・知識により適正な判断ができる人物ということであります。

引き続き、議案第16号、農業委員の任命について。美瑛町字藤野協成、打田佳史、昭和38年2月10日生まれ。地域からの推薦は、藤野・原野地区であります。地域において信頼が厚く、消防団の現副団長を務めている。種子馬鈴薯生産組合長や農民連盟の執行委員を務めるなど、経験も申し分ない人物である、と。

続きまして、議案の第17号、同じく農業委員会委員の任命については、美瑛町字美園、川崎章道、昭和27年12月7日生まれ。五稜・美田地区からの、地域からの推薦であります。農業経験が45年と豊富で、地域でもリーダー的存在であると。農業委員も長きにわたり務められ、美瑛町農業の発展に中心的な存在として尽力されてきた人物であるということになります。

続きまして、議案第18号、同じく任命についてであります。美瑛町字北瑛第3、只野透、昭和37年12月16日生まれ。北瑛・大村地区からの推薦であります。法人化や機械化の推

進等、地域の模範となる農業者である。農業委員としても地域農業の発展のために積極的に活動されており、地域からも厚い信頼を得ている人物である。

続きまして、議案第19号、同じく委員の任命であります。美瑛町字朗根内、谷本憲一、昭和38年2月2日生まれ。横牛・朗根内・俵真布地区からの推薦であります。現農業委員として地区より選出されており、地域内においても人望が厚く、リーダーとしても活躍されている人物であると。

続きまして、議案第20号、同じく委員の任命について。美瑛町字旭第3、荒川博彦、昭和42年2月12日生まれ。旭地区からの推薦であります。地域農業者の総意により農業委員候補に推薦するという内容であります。

続きまして、議案第21号、同じく農業委員の任命につきまして、美瑛町字みどり、古川勝義、昭和31年1月20日生まれ。水沢・福富・三愛地区からの推薦であり、農業経験が豊富で地域の信頼も厚く、誰からも期待される人物である。平成20年より農業委員を務めており、今回の改選にあたっても適任であると判断し、推薦する。

議案第22号、同じく農業委員の任命について。美瑛町字瑠辺薬第3、斉藤幸一、昭和32年8月22日生まれ。瑠辺薬・二股地区からの推薦であります。地域の中でもリーダー的な人格者である。農業委員の経験もあるため、業務内容も把握しており、農地・農家を守るため、職務を適切に遂行できる人物である、という内容であります。

続きまして、議案第23号、同じく委員の任命について。美瑛町字美馬牛大成、鈴木義満、昭和37年8月12日生まれ。美馬牛・美馬牛市街・新星地区からの、地域からの推薦で、農業経験が豊富で地域からの信頼が厚い、現農業委員で経験があることから適任であると判断し推薦する、という内容であります。

続きまして、議案第24号、同じく委員の任命について。美瑛町字新区画向上、谷口学、昭和43年12月28日生まれ。北海道中央農業共済組合、いわゆる農業関係団体からの推薦であります。これまでの職歴、農業経験などから地域の農業に精通しており、地域の信頼も厚く中心的な存在として活躍され、地域の活性化に寄与している人物である。

続きまして、議案第25号、委員の任命については、美瑛町字北瑛第3、浦島規生、昭和36年1月30日生まれ。美瑛町農業協同組合、農業関係団体からの推薦であり、若いころから協同組合活動に携わり、地域農業振興のために尽力されてきた。現在、美瑛町農業協同組合の代表理事専務として活躍されており、農業委員としての経験も備えていることから推薦するということでもあります。

議案第26号、同じく委員の任命について。美瑛町字置杵牛上精美、福家敏春、昭和29年3月24日生まれ。美瑛土地改良区、農業団体からの推薦であります。土地改良区の役員として長年にわたり運営に尽力されている。人柄も温厚で人望も厚く、農業委員に適任である人物

であると判断し推薦する、という内容です。

議案第27号、農業委員の任命について。最後の方でありますけども、美瑛町西町2丁目2番27号、佐藤千代志、昭和33年10月30日生まれ。佐藤千代志氏は、現在美瑛町西町2丁目2番27号に住んでおり、現在58歳、酪農学園大学卒業であります。一般応募の方であります。応募理由であります、35年間、農業改良普及センター職員として農業に携わっており、これまでの経験を農業委員会の活動に活かしていければと考え応募した、という内容であります。以上、15名の方の任命について、議会の同意を求めるものであります。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（濱田洋一議員） これから質疑を行います。

お諮りします。議案第13号から議案第27号までの質疑は、一括行いたいと思います。ご異議はありませんか。

（「なし」の声）

異議なしと認めます。したがって、議案第13号から議案第27号までの質疑は一括行うことに決定しました。

それでは、議案第13号から議案第27号までについての質疑を許します。

質疑はありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで議案第13号から議案第27号までについての質疑を終わります。

次は討論であります、議案第13号から議案第27号までの討論は省略したいと思います。ご異議はありませんか。

（「なし」の声）

異議なしと認めます。これで議案第13号から議案第27号までの討論を終わります。

これから日程第25、議案第13号から議案第27号までの件を採決します。はじめに、議案第13号の件を採決します。

議案第13号、農業委員会委員の任命についての件を、同意することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

はい、挙手全員であります、挙手全員であります。したがって、議案第13号の件は同意することに決定をしました。

次に、議案第14号の件を採決します。

議案第14号、農業委員会委員の任命についての件を、同意することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

はい、挙手全員で行ってあります。したがって、議案第14号の件は同意をすることに決定をしました。

次に、議案第15号の件を採決します。

議案第15号、農業委員会委員の任命についての件を、同意することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

はい、挙手全員であります。したがって、議案第15号の件は同意をすることに決定をしました。

次に、議案第16号の件を採決します。

議案第16号、農業委員会委員の任命についての件を、同意することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

はい、挙手全員であります。したがって、議案第16号の件は同意をすることに決定をしました。

次に、議案第17号の件を採決します。

議案第17号、農業委員会委員の任命についての件を、同意することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員であります。したがって、議案第17号の件は同意をすることに決定をしました。

次に、議案第18号の件を採決します。

議案第18号、農業委員会委員の任命についての件を、同意することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

はい、挙手全員であります。したがって、議案第18号の件は同意することに決定をしました。

次に、議案第19号の件を採決します。

議案第19号、農業委員会委員の任命についての件を、同意することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

はい、挙手全員であります。したがって、議案第19号の件は同意することに決定をしました。

次に、議案第20号の件を採決します。

議案第20号、農業委員会委員の任命についての件を、同意することに賛成の方は举手願います。

(挙手全員)

はい、挙手全員であります。したがって、議案第20号の件は同意することに決定をいたしました。

次、議案第21号の件を採決します。

議案第21号、農業委員会委員の任命についての件を、同意することに賛成の方は举手願います。

(挙手全員)

挙手全員であります。したがって、議案第21号の件は同意することに決定をいたしました。

次、議案第22号の件を採決します。

議案第22号、農業委員会委員の任命についての件を、同意することに賛成の方は举手願います。

(挙手全員)

挙手全員であります。したがって、議案第22号の件を同意することに決定をいたしました。

次に、議案第23号の件を採決します。

議案第23号、農業委員会委員の任命についての件を、同意することに賛成の方は举手願います。

(挙手全員)

挙手全員であります。したがって、議案第23号の件は同意をすることに決定をいたしました。

次に、議案第24号の件を採決します。

議案第24号、農業委員会委員の任命についての件を、同意することに賛成の方は举手願います。

(挙手全員)

挙手全員であります。したがって、議案第24号の件は同意することに決定をいたしました。

次に、議案第25号の件を採決します。

議案第25号、農業委員会委員の任命についての件を、同意することに賛成の方は举手願います。

(挙手全員)

はい、挙手全員であります。したがって、議案第25号の件は同意をすることと決定をいたしました。

次に、議案第26号の件を採決します。

議案第26号、農業委員会委員の任命についての件を、同意することに賛成の方は举手願います。

ます。

(挙手全員)

挙手全員であります。したがって、議案第26号の件は同意をすることに決定をしました。

次に、議案第27号の件を採決します。

議案第27号、農業委員会委員の任命についての件を、同意することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

はい、挙手全員であります。したがって、議案第27号の件は同意をすることと決定をしました。

3時30分まで休憩をします。

休憩宣告(午後 3時11分)

再開宣告(午後 3時30分)

---

日程第26 報告第1号 専決処分について

---

○議長(濱田洋一議員) 休憩前に続いて会議を再開します。

日程第26、報告第1号、専決処分についての件を議題とします。本件についての説明を求めます。

(「はい」の声)

はい、芝生建設水道課長。

(建設水道課長 芝生 公之君 登壇)

○建設水道課長(芝生公之君) 報告第1号、専決処分についての提案理由につきましてご説明申し上げます。議案集につきましては57頁になります。町道朗根内上俵真布線九線橋は、昨年8月23日に発生した台風9号による豪雨により被災を受け、町道朗根内上俵真布線九線橋道路災害復旧工事下部工・護岸工は、平成29年2月3日の第1回議会臨時会において、請負契約の締結について議決をいただいているところです。本工事においては、当初護岸工の部分が土砂で埋設されており、既設梁ブロックが確認できませんでしたが、一部残存していたため施工面積の減による変更と、土砂の中にあったコンクリート廃材の撤去の増により、増減額合わせて252万7200円の減額となったことから、6月6日に専決させていただき、報告するものです。それでは議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

資料といたしまして、変更前・変更後の工事名、契約金額、契約先、変更内容を載せてあります。朗読は省略させていただきます。以上で、報告第1号の提案理由の説明を終わります。

よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（濱田洋一議員） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

報告第1号については、これをもって審議を終わりたいと思います。ご異議はありませんか。

（「なし」の声）

異議なしと認めます。したがって、報告第1号の件は報告を終わります。

---

日程第27 報告第2号 平成28年度美瑛町一般会計繰越明許費繰越計算書について

---

○議長（濱田洋一議員） 日程第27、報告第2号、平成28年度美瑛町一般会計繰越明許費繰越計算書についての件を議題とします。本件についての説明を求めます。

（「はい」の声）

はい、鈴木総務課長。

（総務課長 鈴木 貴久君 登壇）

○総務課長（鈴木貴久君） 報告第2号について、その内容について申し上げます。議案集は58頁から60頁になります。平成28年度の繰越明許費については、平成28年度の一般会計補正予算第9号、第10号及び第11号において、平成29年度に繰り越して執行することの議決を得た、計上している13事業について、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき報告するものです。それでは議案を朗読します。

（議案の朗読を省略する）

以上で、報告第2号の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（濱田洋一議員） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

報告第2号については、これをもって審議を終わりたいと思います。ご異議はありませんか。

（「なし」の声）

異議なしと認めます。したがって、報告第2号の件は報告を終わります。

---

日程第28 報告第3号 美瑛町土地開発公社の経営状況について

---



○議長（濱田洋一議員） 日程第28、報告第3号、美瑛町土地開発公社の経営状況についての件を議題とします。本件についての説明を求めます。

（「はい」の声）

はい、芝生建設水道課長。

（建設水道課長 芝生 公之君 登壇）

○建設水道課長（芝生公之君） 報告第3号、美瑛町土地開発公社の経営状況についての議案の内容につきましてご説明申し上げます。議案集につきましては61頁から65頁になります。それでは議案を朗読いたします。

（議案の朗読を省略する）

以上で、報告第3号の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（濱田洋一議員） これから質疑を行います。経営状況全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

報告第3号については、これをもって審議を終わりたいと思います。ご異議はありませんか。

（「なし」の声）

異議なしと認めます。したがって、報告第3号の件は報告を終わります。

---

日程第29 報告第4号 有限会社美瑛物産公社の経営状況について

---

○議長（濱田洋一議員） 日程第29、報告第4号、有限会社美瑛物産公社の経営状況についての件を議題とします。本件についての説明を求めます。

（「はい」の声）

はい、今野経済文化振興課長。

（経済文化振興課長 今野 聖貴君 登壇）

○経済文化振興課長（今野聖貴君） 報告4号についてご説明申し上げます。議案集は66頁になります。有限会社美瑛物産公社の経営状況について、朗読をもってご報告いたします。

（議案の朗読を省略する）

以上で報告第4号、有限会社美瑛物産公社の経営状況についての報告を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（濱田洋一議員） これから質疑を行います。経営状況全般についての質疑を許します。

（「はい」の声）

はい、7番野村議員。

○7番（野村祐司議員） 報告書について質問をさせていただきます。なお、これは監査が終わっておりますので、私の方からは監査に疑義を唱えるものではありませんし、事前通告もありませんのでわかる範囲でお答えをいただければと思っております。

売掛金のことなのですが、今期163万1000某計上しております。普通、決算に入るときにはですね、事前準備として、売掛金、買掛金、いわゆる流動資産、流動負債については、代金の回収に全力をあげるし、支払いに全力をあげていくんですが、歴年のものを見ますと、売掛金の率が上がっているんですね。これについては何か要因があるのか、お尋ねをいたします。もう1点であります、売掛金の処理といいますか、管理といいますか、これらについてどのようなことを、要するに、管理といいますか、固定債権なものですから、いわゆる流動でなくて、延滞になっていないかどうかというような確認でございます。もう1つ大事なところでありますけど、これらについての上席者のチェック、これらについて、3点についてお伺いをいたします。

○議長（濱田洋一議員） 休憩します。

休憩宣告（午後 3時50分）

再開宣告（午後 3時51分）

○議長（濱田洋一議員） それでは再開します。

（「はい」の声）

今野経済文化振興課長。

○経済文化振興課長（今野聖貴君） 売掛金の関係ですけれども、平成28年度からホテル部門を物産公社で経営するということになりました。それで、どうしてもホテル部門、カード払い等々とかありますので、その部門で、昨年度、27年度と比べては、金額3月31日締めの場合の金額が差が出てきているというような形になります。その管理については適正に管理しているとともにですね、会計士を入れながら、経営の方はしっかりと見つめていっている状況でございます。以上です。

（「はい」の声）

○議長（濱田洋一議員） はい、7番野村議員。

○7番（野村祐司議員） わかりました。いわゆるその固定とか延滞というか、そういう部分については考えられないというような解釈でよろしいんですね。

（「はい」の声）

○議長（濱田洋一議員） 今野経済文化振興課長。

○経済文化振興課長（今野聖貴君） 売掛金の主なものとしては、町の指定管理料の精算部分ですとか、先ほども申しましたけど、クレジットカードの部分ですので、不良債権的なものですね、この中には含まれないということでご理解願いたいと思います。

(「はい」の声)

○議長（濱田洋一議員） 7番野村議員。

○7番（野村祐司議員） 月ごとの上席者のチェックという非常に大事なところでありますので、資産表に従って、それぞれの明細を作ると思うんですが、それらについては上席者が毎月きちんとチェックをして、齟齬のないように、不祥事のないようにお願いしまして、私の質問を終わります。以上です。

(「はい」の声)

○議長（濱田洋一議員） はい、今野経済文化振興課長。

○経済文化振興課長（今野聖貴君） 会計士を入れて毎月チェック体制をとっておりますので、その辺しっかりと今後も取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（濱田洋一議員） 他にありませんか。これで質疑を終わりたいと思います。

報告第4号については、これをもって審議を終わりたいと思います。ご異議はありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。したがって、報告第4号の件は報告を終わります。

---

日程第30 報告第5号 一般財団法人美瑛町農業振興機構の経営状況について

---

○議長（濱田洋一議員） 日程第30、報告第5号、一般財団法人美瑛町農業振興機構の経営状況についての件を議題とします。本件についての説明を求めます。

(「はい」の声)

保田農林課長。

(農林課長 保田 仁君 登壇)

○農林課長（保田仁君） 報告第5号の一般財団法人美瑛町農業振興機構の経営状況について、議案の内容をご説明をいたします。議案集の71頁から75頁になります。はじめに条文を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

以上で、報告第5号の説明とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

○議長（濱田洋一議員） これから質疑を行います。経営状況全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

報告第5号については、これをもって審議を終わりたいと思います。ご異議はありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。したがって、報告第5号の件は報告を終わります。

---

日程第31 報告第6号 一般財団法人丘のまちびえい活性化協会の経営状況について

---

- 議長（濱田洋一議員） 日程第31、報告第6号、一般財団法人丘のまちびえい活性化協会の経営状況についての件を議題とします。本件についての説明を求めます。

（「はい」の声）

今野経済文化振興課長。

（経済文化振興課長 今野 聖貴君 登壇）

- 経済文化振興課長（今野聖貴君） 報告第6号についてご説明申し上げます。議案集は76頁になります。一般財団法人丘のまちびえい活性化協会の経営状況について、朗読をもって報告をいたします。

（議案の朗読を省略する）

以上で、報告第6号、一般財団法人丘のまちびえい活性化協会の経営状況についての報告を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

- 議長（濱田洋一議員） これから質疑を行います。経営状況全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

報告第6号については、これをもって審議を終わりたいと思います。ご異議はありませんか。

（「なし」の声）

異議なしと認めます。したがって報告第6号の件は報告を終わります。

---

日程第32 意見書案第1号 全国森林環境税の創設に関する意見書について

---

- 議長（濱田洋一議員） 日程第32、意見書案第1号、全国森林環境税の創設に関する意見書についての件を議題とします。本件についての趣旨説明を求めます。7番野村祐司議員。

（「はい」の声）

7番野村議員。

（7番 野村 祐司議員 登壇）

- 7番（野村祐司議員） 意見書案第1号、全国森林環境税の創設に関する意見書について、上記について美瑛町議会会議規則第14条の規定により、下記のとおり意見書を提出いたします。平成29年6月23日、提出者議員野村祐司、賛成者議員大坪正明、賛成者議員佐藤剛敏。全

国森林環境税の創設に関する意見書、要約して申し上げます。

(意見書案の要約を省略する)

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（濱田洋一議員） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第32、意見書案第1号の件を採決します。意見書案第1号、全国森林環境税の創設に関する意見書についての件を、決議することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

はい、挙手多数であります。したがって、意見書案第1号の件は決議することに決定をし、決議書を関係機関へ送付することにします。

---

### 日程第33 意見書案第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書について

---

○議長（濱田洋一議員） 日程第33、意見書案第2号、地方財政の充実・強化を求める意見書についての件を議題とします。本件についての趣旨説明を求めます。9番角和浩幸議員。

(「はい」の声)

9番角和議員。

(9番 角和 浩幸議員 登壇)

○9番（角和浩幸議員） 9番角和でございます。朗読をもちまして、提案説明とさせていただきます。

(意見書案の朗読を省略する)

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（濱田洋一議員） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第33、意見書案第2号の件を採決します。意見書案第2号、地方財政の充実・強化を求める意見書についての件を、決議をすることに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、意見書案第2号の件は決議することに決定をし、決議書を関係機関へ送付することにします。

---

日程第34 意見書案第3号 平成29年度北海道最低賃金改正等に関する意見書について

---

○議長(濱田洋一議員) 日程第34、意見書案第3号、平成29年度北海道最低賃金改正等に関する意見書についての件を議題とします。本件についての趣旨説明を求めます。5番佐藤晴観議員。

(「はい」の声)

はい、5番佐藤議員。

(5番 佐藤 晴観議員 登壇)

○5番(佐藤晴観議員) 朗読いたします。

(意見書案の朗読を省略する)

以上であります。よろしく願いいたします。

○議長(濱田洋一議員) これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第34、意見書案第3号の件を採決します。意見書案第3号、平成29年度北海道最低賃金改正等に関する意見書についての件を、決議することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

はい、挙手多数であります。したがって、意見書案第3号の件は決議することに決定をし、

決議書を関係機関へ送付することにします。

---

日程第35 意見書案第4号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、教職員の超勤解消と「30人以下学級」の実現、「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障に向けた意見書について

---

○議長（濱田洋一議員） 日程第35、意見書案第4号、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、教職員の超勤解消と「30人以下学級」の実現、「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障に向けた意見書についての件を議題とします。本件についての趣旨説明を求めます。12番佐藤議員。

（「はい」の声）

佐藤剛敏議員。

（12番 佐藤 剛敏議員 登壇）

○12番（佐藤剛敏議員） 最後になりますので、ひとつよろしく願いいたします。朗読をもって提案といたします。

（意見書案の朗読を省略する）

以上、よろしく願いいたします。

○議長（濱田洋一議員） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第35、意見書案第4号の件を採決します。意見書案第4号、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、教職員の超勤解消と「30人以下学級」の実現、「子どもの貧困」解消など教育予算の確保・拡充と就学保障に向けた意見書についての件を、決議をすることに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

はい、挙手多数であります。したがって、意見書案第4号の件は決議することに決定をし、決議書を関係機関へ送付することにします。

---

### 日程第 3 6 議員の派遣について

---

○議長（濱田洋一議員） 日程第 3 6、議員の派遣についての件を議題とします。本件について、地方自治法第 1 0 0 条第 1 3 項及び美瑛町議会会議規則第 1 2 7 条の規定に基づいて、別紙のとおり議員の派遣をしたいと思います。

お諮りします。本議会は、別紙のとおり議員の派遣をすることにご異議はありませんか。

（「なし」の声）

異議なしと認めます。したがって、別紙のとおり議員の派遣をすることに決定しました。

---

### 日程第 3 7 所管事務調査

---

○議長（濱田洋一議員） 日程第 3 7、所管事務調査の申し出についての件を議題とします。本件について、総務文教常任委員会委員長角和浩幸議員、産業経済常任委員会委員長佐藤晴観議員、議会運営委員会委員長福原輝美子議員から、所管事務調査を行うため、閉会中の継続調査の承認を求める申し出が、別紙のとおりありました。

お諮りします。本件については、各委員長からの申し出のとおり、承認をしたいと思います。ご異議はありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。したがって、本件は各委員長申し出のとおり、承認をすることに決定をしました。なお、派遣地、調査事項等に変更が生じた場合、議長において承認をしたいと思います。ご了承お願いを申し上げます。

---

### 閉会宣告

---

○議長（濱田洋一議員） これをもって、本定例会に付議された案件の審議は全部終了しました。会議を閉じます。平成 2 9 年第 4 回美瑛町議会定例会を閉会します。

---

### 閉会挨拶

---

○議長（濱田洋一議員） 2 日間、めいっばいありがとうございます。そして、一般質問 1 0 人と、内容の濃い審議をできたかなと思っております。改めて、皆さま方議員各位、そして職員、町長をはじめとして職員各位にお礼を申し上げて、閉会のごあいさつとします。ありがとうございます



ございました。

午後4時22分 閉会

上記のとおり相違ないことを証するため、ここに署名します。

平成29年 9月21日

美瑛町議会 議長 濱田 洋一

議員 沢 尻 健

議員 大坪 正明